

藤沢市子ども・子育て会議委員及び

藤沢市次世代育成支援施策推進委員会委員名簿

2013年（平成25年）7月

○委員（五十音順・敬称略）

あきた みかこ 秋田 三賀子	(主任児童委員)
あきはら しげき 浅原 重紀	〔株式会社コーストプラン代表取締役 湘南居宅訪問型保育連絡協議会代表 一般社団法人日本事業所内保育団体連合会事務局長〕
あずま きよこ 東 喜代子	
ありた るみこ 有田 留美子	(子育て支援グループ ゆめこびと)
おおもり てるお 大森 輝男	(湘南地域連合 副議長)
かじがや みつとし 梶ヶ谷 充敏	(公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業課長)
かない まさしろ 金井 正志郎	(藤沢商工会議所 専務理事)
くににお ゆき 國尾 雪	(みくに幼稚園園長)
こすげ たかし 小菅 孝	(下土棚保育園園長)
こばやし のがあき 小林 伸明	(公募市民)
きぬぎ ようこ 瀬木 葉子	〔一般社団法人 日本こども育成協議会理事 サクセス子ども子育て研究所所長〕
とよだ のぞみ 豊田 希	
なかだ たみこ 中田 民子	(藤沢助産師会会長)
なかの みちこ 中野 美智子	(神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課長)
にいみ まさみ 新實 正美	(公募市民)
ほし ゆきの 星 幸乃	(公募市民)
ますだ まゆみ 増田 まゆみ	(東京家政大学家政学部児童学科教授)
やまむら はるのぶ 山村 晴信	(藤沢市立大庭小学校校長)

○委員（市職員・組織順）

あおき れいこ 青木 玲子	(子ども青少年部長)
さとう よしこ 佐藤 良子	(子ども青少年部子ども青少年育成課長)
すだ いずみ 須田 泉	(子ども青少年部子ども家庭課長)
わた あきよし 和田 章義	(子ども青少年部保育課長)
すやま すみこ 須山 純子	(子ども青少年部子育て給付課長)
たかはし とおる 高橋 徹	(子ども青少年部子ども健康課長)

藤沢市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成 25 年 6 月 27 日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市条例第 5 号

藤沢市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項に規定する合議制の機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 法第 77 条第 1 項に規定する合議制の機関として、この市に藤沢市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(委員)

第 3 条 会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学校教育に従事する者
- (4) 主任児童委員
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者
- (7) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (8) 市職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委嘱された委員の任期は、2 年とする。ただし、委嘱された委員が欠けた

場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 市長は、会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員(専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。次条第2項及び第3項、第8条第2項及び第4項並びに第10条において同じ。)の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長がこれを行う。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 会議に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第

3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項中「会議は」とあるのは「部会は」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員（専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。）」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第 10 条 委員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（委任）

第 11 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

藤沢市次世代育成支援施策推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第21条第1項に規定する機関として、この市に藤沢市次世代育成支援施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学校教育に従事する者
- (4) 主任児童委員
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者
- (7) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (8) 市職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、2年以内とする。ただし、委嘱された委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 市長は、委員会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員（専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。次条第2項及び第3項、第8条第2項及び第4項、第10条並びに第12条において同じ。）の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表し、委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長がこれを行う。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるときは、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と、同条第2項中「委員会は」とあるのは「部会は」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員（専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。）」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(報酬)

第12条 委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第36号）に定めるところによる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、子ども青少年部子ども青少年育成課において総括し、及び処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

子ども・子育て関連 3 法関連資料

2013年（平成25年）7月

藤沢市

子ども・子育て関連3法 概要

1. 名称
2. 趣旨、主なポイント
3. 市町村の業務
4. 法定13事業
5. スケジュール

子ども・子育て関連3法

2012(H24).8.10 可決成立
2012(H24).8.22 公布
2013(H25).4. 1 一部施行

◆子ども・子育て支援法

◆就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

◆子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

趣旨とポイント(関連3法)

趣旨

幼児期の「学校教育・保育」、
「地域の子ども・子育て支援」
を総合的に推進

2012(H24).8.10 可決成立
2012(H24).8.22 公布
2013(H25).4. 1 一部施行

主なポイント

- ◆認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ◆施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付）
地域型保育給付（小規模保育等への給付）の創設
- ◆地域の子ども・子育て支援の充実
（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- ◆基礎自治体（市町村）が実施主体
- ◆社会全体による費用負担（消費税の引き上げによる恒久財源）
- ◆政府の推進体制（内閣府へ一本化）
- ◆子ども・子育て会議の設置

市町村の業務

**【責務】 子ども・子育て支援給付・事業の
総合的かつ計画的な実施
効率的な提供体制の確保**

1. 地方版「子ども・子育て会議」の設置
→2013(H25)年度早期 ※藤沢市=2013(H25)年7月1日条例施行
2. 「市町村 子ども・子育て支援事業計画」の策定
→第1期 2015(H27)年度～2019(H31)年度
3. 教育・保育の提供体制の確保
 - * 給付対象施設の確保（移行支援を含む）
 - * 施設・事業の確認・認可・各種基準条例の制定
4. 教育・保育給付の実施
 - * 保育の必要量「認定」
 - * 施設の利用調整・あっせん・措置、給付の実施
5. 地域子ども・子育て支援事業の実施〔法定13事業〕

法定13事業(子ども・子育て支援の提供)

(地域)子ども・子育て支援事業の対象範囲

1. 利用者支援（総合的な案内、コーディネーター）
 2. 地域子育て支援拠点事業
 3. 一時預かり
 4. 乳児家庭全戸訪問事業
 5. 養育支援訪問、その他、要支援児童、要保護児童の支援に資する事業
 6. ファミリー・サポート・センター事業
 7. 子育て短期事業
 8. 延長保育事業
 9. 病児・病後児保育事業
 10. 放課後児童クラブ
 11. 妊婦健診
 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
(例:特別支援教育に関する支援等)
- ※1, 12, 13=新規

スケジュール

「消費税法の一部改正法」の施行と連動
※延長(法附則第2条第1項)

	2013(H25)年度	2014(H26)年度	2015(H27)年度
体制 整備	施行準備組織の設置(幼保一元化・相談)		新体制
	(地方版)子ども・子育て会議の設置・運営		
計画 策定	需要調査	計画策定	
	施策の状況把握	県と調整	
提供 体制	移行支援(給付施設)	基準条例策定	認可・確認作業
	保育計画策定・改定	計画提出(国)	
給付 実施	認定基準等検討	認定基準策定	利用調整
	電子システムの導入		給付開始

新制度の背景（現状・課題・支援策）

1. 現状
2. 課題
3. 家庭の形態とニーズ
4. 支援の提供イメージ
5. 市が目指す子ども・子育て支援

現状(子育てをめぐる背景)

現 状

- ◆急速な少子化の進行
- ◆結婚・出産・子育ての希望が叶わない
 - ・独身男女の9割が結婚意思を持ち、希望の子どもの数は2人
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- ◆子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27%、スウェーデン:3.35%)
- ◆子育ての孤立感と負担感の増加
- ◆深刻な待機児童問題
- ◆放課後児童クラブの不足(小1プログラム、小4の壁、中1ギャップ)
- ◆M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- ◆子育て支援の制度・財源の縦割り
- ◆地域の実情に応じた提供対策が不十分

課題

課題(子育てをめぐる背景)

現状

課題

◆質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

◆保育の量的拡大・確保
・待機児童の解消
・地域の保育を支援

◆地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て家庭の形態とニーズ

子ども・子育て家庭

ニーズ 形態	子育て支援	保育	学校教育	放課後 児童クラブ	認定区分
3歳未満 家庭で子育て	●				
3歳未満 保育を利用	●	●			3号認定
3歳以上 家庭で子育て	●		●		1号認定
3歳以上 保育を利用	●	●	●	● (小学生)	2号認定 (未就学)

需要の調査・把握
(平成25年度)

子ども・子育て支援の提供

努力義務

条例

地方版
子ども・子育て会議

需要の調査・把握
2013(H25)年度

財源
安心子ども基金
(電子システム構築)

市町村が
実施主体

(市町村)子ども・子育て支援事業計画

財源
地方交付税措置

2014(H26)年度 ※国への請求書

保護者の権利
として付与

計画的な整備
2015(H27)年度～

市町村の事業
として付与

子ども・子育て支援給付

- ◆「施設型給付」の対象
(認定子ども園・幼稚園・保育所)
- ◆「地域型保育給付」の対象
(小規模保育・家庭的保育・
居宅訪問型保育・事業所内保育)
- ◆児童手当

電子化

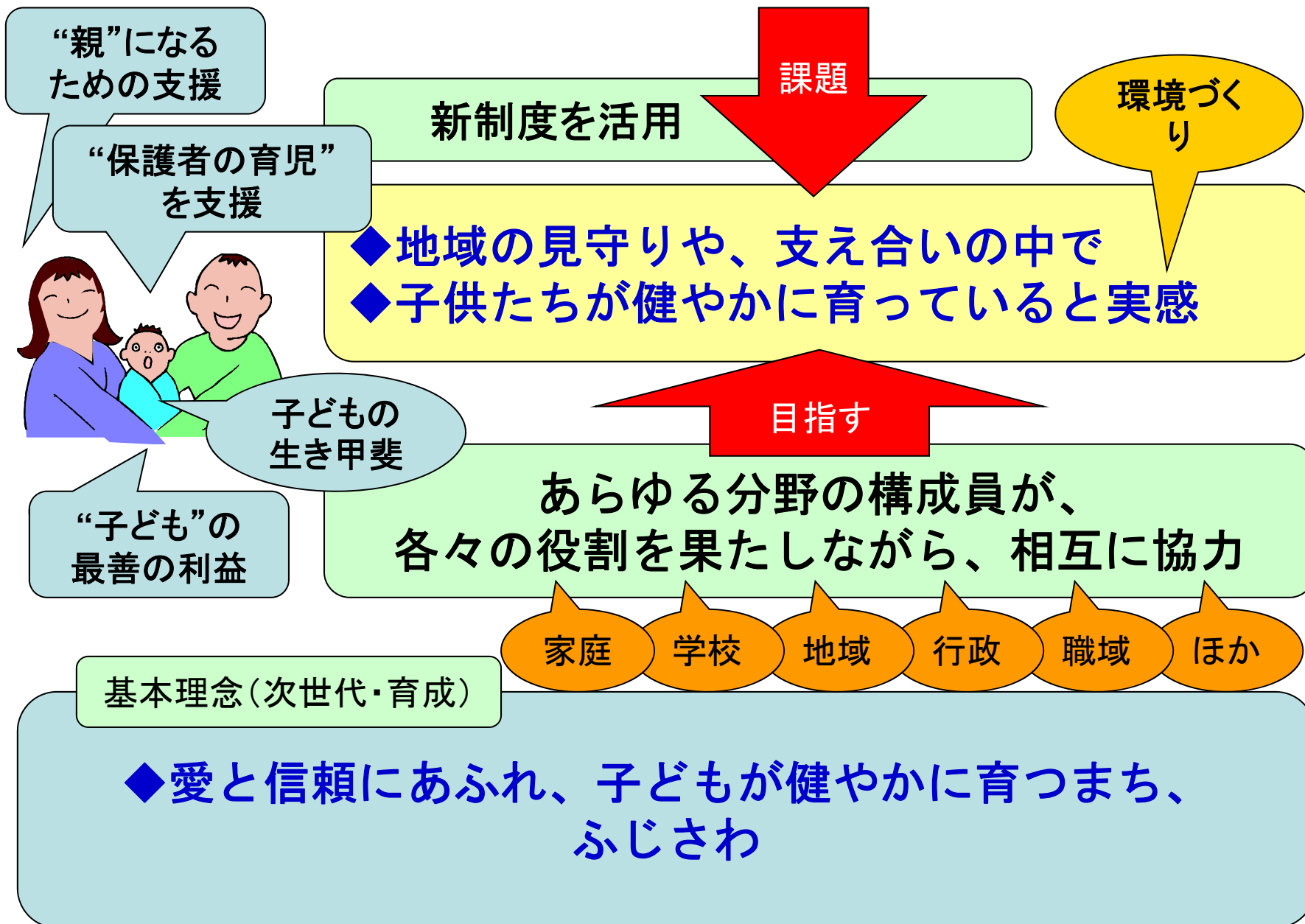
(地域)子ども・子育て支援事業

- ◆市町村が地域の実情に応じて
実施する事業

※対象事業の範囲は法定

法定13事業

市が目指す子ども・子育て支援



子ども・子育て支援新制度

1 趣旨

2012（平成24）年8月10日に「子ども・子育て関連3法」が国会で成立し、8月22日に公布され、2013（平成25）年4月1日に一部が施行されました。これに基づき、幼児期の「学校教育・保育」、「地域の子ども・子育て支援」を総合的に推進するものです。

2 子ども・子育て関連3法とは

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
- ③ 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

3 子ども・子育て関連3法の主なポイント

- ① 認定こども園制度の改善
 - ・ 認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ② 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実
- ④ 市区町村が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ⑤ 消費税率の引き上げによる、恒久財源の確保
- ⑥ 子ども・子育て会議の設置

4 国（内閣府）子ども・子育て会議とは

基本指針の調査審議などの子ども・子育て支援法又は他の法律により権限に属された事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議します。なお、幼保連携型認定こども園の認可基準や給付費の額の算定基準などを検討するため、「基準検討部会」を設置しています。

現在、子ども・子育て会議は4回開催されており、基準検討部会が1回開催されています。

5 藤沢市子ども・子育て会議とは

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めることにより、「子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

本市においては、2013（平成25）年6月に「藤沢市子ども・子育て会議条例」を制定し、「藤沢市子ども・子育て会議」を設置いたしました。

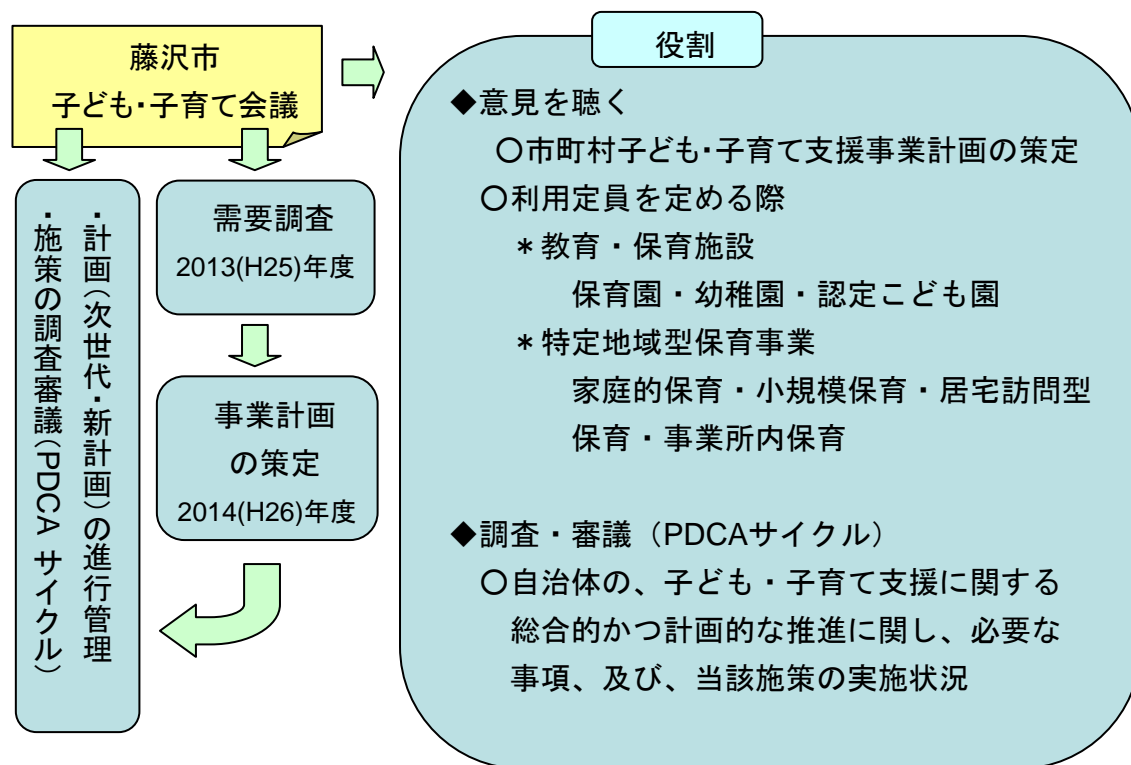
6 藤沢市子ども・子育て会議の役割

現在の次世代育成支援行動計画後期計画にかわる新たな計画を策定し、子ども・子育て支援施策が、地域の実情を踏まえて効果的・効率的に実施されているか否かの調査審議など、子ども・子育て施策の推進を行います。

7 藤沢市子ども・子育て会議の審議内容

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事
- ② 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

藤沢市子ども・子育て会議



子ども・子育て支援事業計画及び需要調査

1 事業計画について

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務の円滑な実施に関する計画を定める必要があります。

(2) 計画期間

2013（平成25）年度に需要調査を行い、調査結果の分析ができ次第、子ども・子育て支援事業計画の策定を行います。計画は5年を1期としているため、2015（平成27）年度から2020（平成31）年度までが計画期間となります。

2 需要調査について

(1) 概要

市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する「量の見込み」は、「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を踏まえて設定する必要があり、「今後の利用希望」を把握するため、利用希望の調査が必要です。

各市町村の事業計画に「量の見込み」が適切に設定されるよう、国が利用希望の把握方法のひな形を提示します。各市町村は、ひな形を参考に具体的な内容を決定いたします。

(2) 調査対象

0歳から5歳がいる6,000世帯

※ 国の動向によって、世帯数等変更の可能性があります。

(3) 調査方法

①市内を4区域に分けて設定

②0歳から2歳までの年齢区分、3歳から5歳までの年齢区分の2区分で抽出

(4) 把握する主な項目

①「幼児期の学校教育」・「保育」の需要

②地域子育て支援拠点事業等の「地域の子育て支援」の需要

地方版子ども・子育て会議について
(追補版)

2013年(平成25年)4月

内閣府

1. 公布通知（平成24年8月発出）等でお願ひした内容

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」（以下「地方版子ども・子育て会議」という。）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行することとしている。
 - 当該規定については、衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議を踏まえ、政府案の「（合議制の機関を）置くことができる」との規定が「置くよう努めるものとする」との規定に修正されたもの。
 - 地方版子ども・子育て会議は、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画等への子育て当事者等の意見の反映を始め、自治体における子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たすものであることから、設置するよう努めてほしい。
また、設置する場合には、同会議において市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の調査審議等が充分行えるよう設置時期について留意していただきたい。
 - 地方版子ども・子育て会議の人選については、会議が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえてその事務を処理することができるよう、留意していただきたい。
- ⇒ 以上から、平成25年度の出来るだけ早期に、少なくとも幼児教育、保育、子育て支援を3本柱を中心とするバランスを配慮し、かつ、子育て当事者の参画に配慮した構成員により、条例による地方版の子ども・子育て会議の設置に努めて頂きたい。

2. 地方版子ども・子育て会議に関するQ&A

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。

Q 地方版子ども・子育て会議は、国の子ども・子育て会議と同様の構成にしなければならないのか。雛形等を示す予定はないのか。

地方版子ども・子育て会議は、必ずしも国の子ども・子育て会議と同様の構成にしなければならないものではない。現時点で、具体的な雛形等を示す予定はないが、国の子ども・子育て会議のメンバー構成は法律上、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者等である。地方版についても、こうした構成を参考に、バランスよく、幅広い関係者を集めていただく事を想定し、運営に必要な予算を確保してほしい。

Q 既存の協議会や審議会を活用することは可能か。

既存の協議会や審議会を活用することは可能であるが、子ども・子育て支援法第77条の合議体とする場合には、同条に基づく事項（会議の設置や組織及び運営に関し必要な事項）を条例で規定する等の必要がある。

また、制度の趣旨を踏まえ、構成員に幼児教育・保育両分野の関係者を入れ、子育て当事者の参画に配慮する等幅広く意見を聞いていただく仕組みとしてほしい。

※ 法律上、所掌事務が限定されていること等により、子ども・子育て支援法第77条の会議として扱う場合には条例の改正が必要であると思われる審議会等があることに留意する必要がある（次頁を参照）。

一方で、そのような限定がない条例設置の審議会等（例えば、次世代法上の協議会で条例で置いたものや、自治体の裁量で置かれている子ども・子育て支援一般を審議することが任務とされている会議等）については、特に条例の改正等を要せず、そのまま活用できるものと考えられる。

Q 既存の審議会として例えば地方社会福祉審議会を活用することは可能なのか。
※同審議会の審議事項は、「社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く）。」（注）専門分科会を置いた場合は児童福祉についての審議も可能。

地方社会福祉審議会を子ども・子育て支援法第77条の合議制の機関として活用するには、同審議会を「子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するために条例で定められたもの」として位置づけるために、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者を構成員に加えた上で（次頁参照）、以下のような条例改正を行うことが基本となる。

※地方社会福祉審議会において子ども・子育て支援に関する事項を審議する際には、あくまでも「社会福祉に関する事項」と不可分一体の事項として審議する必要があることに留意が必要。（例えば、幼児期の学校教育に係る事項のみを審議することはできない。）

◆条例改正イメージ（1）

第〇条 社会福祉審議会は、社会福祉に関する事務（子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を含む。）を処理する。

◆条例改正イメージ（2）

第〇条 〇〇市社会福祉審議会は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理する。

なお、このような条例改正を行わない場合でも、「社会福祉に関する事項」と不可分一体のものとして審議することは可能であるが、その場合には、子ども・子育て支援法77条の合議制の機関への意見聴取ではなく、61条7項、62条5項に定める「子ども・子育て支援に係る当事者への意見聴取」として行うこととなる。

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67条）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

Q 既存の審議会として例えば地方社会福祉審議会を活用する場合、構成員についてはどのような者から任命するか範囲が限定されているが、子ども・子育て会議における審議のために必要な者を構成に加えることは可能か。

社会福祉審議会の構成員は、「都道府県・指定都市・中核市の議会の議員」、「社会福祉事業に従事する者」、「学識経験のある者」のうちから自治体の長が任命することとされているが、自治体の判断により、幼稚園関係者、保護者等の子ども・子育て支援に関する議論に必要な者を「学識経験のある者」と解釈することは可能である。

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

第九条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

Q 地方版子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する、としているが、具体的にはどのような事項に関する調査審議を想定しているのか。

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、同会議は、関係者が政策プロセス（PDCAサイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場として機能することが期待されること

すなわち、同会議は、施設や事業の垣根を越えて地域の子育てニーズを一連の政策プロセスに反映させる上で重要な役割を果たすと考えており、実施計画の内容や、定員設定のあり方の審議をはじめ、具体的には次のような点について調査審議することが想定される。

- 潜在的なものを含め幼児教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に見積もっていないか、不足していないか。）
- 教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、幼児教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- 費用の使途実績の調査や事業の点検評価（給付・事業毎にそれぞれいくら使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など）
- 現行の計画について見直すべき部分はないか

なお、保育料の改定など個別の給付や事業の扱いに関する詳細事項について、同会議で調査審議を行うか否かは、法律上の義務付け等はなく、自治体の裁量に委ねられているものと認識している。

Q 会議の設置時期については、平成25年4月施行とされているが、実際に設置するのは国から基本指針が示されるのを待ってからでもよいか。

市町村計画、都道府県計画の策定については25年度から26年度半ばまでの約1年半の間に、現行の計画のレビュー、ニーズ調査に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量の見込み（需要計画）と確保方策（供給計画）までの一連の作業を完了させる必要がある。計画の円滑な策定に資するためにも、新制度に対する理解の共有や現行の次世代法に基づく地域行動計画のレビューをまずは行っていただくことが必要であり、平成25年度のできる限り早期に設置をお願いしたい。

Q 会議の名称は、「子ども・子育て会議」としなければならないのか。

名称については、特に法律上の定めはなく、各自治体の判断で役割にふさわしい名称を付していただくべきものであり、必ずしも「子ども・子育て会議」という名称である必要はないが、設置根拠となる条例等により、当該会議が子ども・子育て支援法第77条に基づき設置される会議であることが分かるようにすべきと考えられる。

3. 条例設置に関する留意点

- 子ども・子育て支援法第77条に定める地方版子ども・子育て会議は、「条例で定めるところにより」置かれるもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関である。
- 地方版子ども・子育て会議は、複数の執行機関の附属機関とすることも可能である。（例えば、地方公共団体の長の契約の締結を合理的かつ公正にするための審議機関を置いた場合、教育委員会の所掌事務に関する契約締結についての審議を行わせるために別個の附属機関を設ける必要はなく、当該審議機関をしてこれを行わせることができ、この場合、当該審議機関は、地方公共団体の長と教育委員会と両者に附属するものとなる。）
- 条例で置かれた既存の会議について、子ども・子育て支援法第77条第3項で規定する「会議の設置や組織及び運営に関し必要な事項」等、条例で定めるべき内容が、条例で網羅されていれば、当該会議を子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」とすることは可能。

子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）（抄）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条（略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条（略）

2（略）

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条（略）

2～6（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条（略）

2～4

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

「市町村子ども・子育て支援事業計画」 作成時の利用希望などの把握について

※ 子ども・子育て会議（第3回）の資料1－4について、いただいたご意見を踏まえて修正を加えたもの

2013年（平成25年）7月5日

内閣府

1. 制度上の位置付け

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（5年間）について「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載。
- 「量の見込み」は、「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を踏まえて設定。
←「今後の利用希望」を把握するためには、住民に対する利用希望の調査が必要。
(資料1-2 P5参照)
- 昨年8月に成立した子ども・子育て支援法においては、
 - ・子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案して作成、
 - ・子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するように努めるものとする、ことを法定し、市町村による住民の利用希望などの把握を明記。

→子ども・子育て支援新制度では、住民の利用希望の把握の必要性が高い。
※次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画には、上記の規定はなし。

<子ども・子育て支援法第62条（抄）>

- 1 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

2. 利用希望などの把握にかかる考え方について

(1) 利用希望の把握の主体

○新制度の実施主体たる市町村が、具体的な内容を決定。

※利用希望の把握の実施時期、実施方法など

○国は、新制度の趣旨に照らし、下記を実施。

①各市町村の事業計画に「量の見込み」が適切に設定されるよう、利用希望の把握方法のひな形を提示。

※各市町村は、上記のひな形を踏まえて具体的な内容を決定。

②各市町村が作成する事業計画において設定される「量の見込み」について、「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を踏まえて設定することを、国の基本指針に規定。

(2) 利用希望の把握方法

①対象年齢

○新制度は、「幼児期の学校教育」・「保育」・「地域の子育て支援」の3本柱。

・「幼児期の学校教育」・「保育」 → 対象年齢は就学前の子ども（0～5歳）

・「地域の子育て支援」 → 対象年齢は、放課後児童クラブ（小学生）を除き、概ね就学前の子ども（0～5歳）

→ 利用希望の把握は、就学前の子ども（0～5歳）を主たる対象としてはどうか。

※放課後児童クラブについては、自治体の調査・集計負担を軽減する観点から、利用希望の把握の対象は、**5歳以上の就学前の子ども**を基本とするが、地域の実情を踏まえ、自治体の判断で現在の利用児童について高学年の利用希望を別途把握することとしてはどうか。

②把握方法

- ・対象年齢の子どもがいる世帯へのアンケート調査。（→抽出調査が基本）
- ・具体的な抽出方法は、各市町村において設定。

③把握する具体的な項目

1) 利用希望を把握する事業の区分・・・就学前の子ども（0～5歳）

- ・「幼児期の学校教育」・「保育」 → 定期的な利用が主。
（例：月～金又は土の利用で1日○時間／月・水・金・土の利用で月△時間 など）
- ・「地域の子育て支援」 → その都度の利用が主。
（例：地域子育て支援拠点事業を週□日程度利用 など）

→ 「幼児期の学校教育」・「保育」と「地域の子育て支援」とでは、利用実態・希望に差があることから、「定期的に利用する事業」、「その都度の不定期で利用する事業」の大きく2グループに分けて項目を整理してはどうか。

つづく

★「幼児期の学校教育」に含まれる事業・・・

幼稚園、認定こども園（標準時間）

※幼稚園における「預かり保育」については、利用の有無や利用状況を区別して把握。

★「保育」に含まれる事業・・・

認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、自治体が独自に認証・認定した保育施設、その他の認可外保育施設 など

☆「地域の子育て支援」に含まれる事業・・・

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 など

2) 1) の各区分に応じて「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を把握。

→ 現在の利用状況のまま／現在利用している事業について利用頻度を変更したい／現在は利用していないが今後は利用したい など

※一歳まで育児休業を取得できた場合の利用開始の希望時期を併せて把握。

3) 「保育」は就労状況によって利用可否が変わる

※新制度では保育の必要性の認定は保護者の就労が主たる要件。

→ 今後の就労希望を調査。

・就労を希望する時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。

④検討に際して考慮すべき点

- 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定時の調査における課題点について（これまでに寄せられた意見と対応方針）

<実際の必要量よりも見込み量が多く出る傾向との意見>

- ・保育の必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。
（「働きたい」と希望しても、実際の就労に結びつかないケースがある／利用料の記載がない など）
- ・放課後児童クラブの必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。（「働きたい」と希望しても、実際の就労に結びつかないケースがある／利用料の記載がない など）
- ・その他の事業（一時預かり、病児・病後児保育等）の必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。（類似の機能を有する事業について、事業ごとに利用希望を聞いている／利用料の記載がない など）

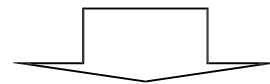
- ・一定の利用料が発生することを明記。
- ・就労希望の時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。
- ・同趣旨の事業の利用希望についてはまとめて把握し、実施する事業の振り分けについては、各自治体が裁量を持てる形にする。

<見込み量が十分ではないとの意見>

- ・子育て家庭の孤立化が進んでいる。
- ・地域の子育て支援の認知度が十分でなく、質が十分でないため、利用希望が出にくい。
(「地域の子育て支援」(放課後児童クラブ含む。))

○調査項目を増やしてきめ細かな調査をしたいという自治体と、項目を絞ってわかりやすくしたい(簡略で回答しやすい調査)という自治体の双方あり。

- **量の見込みの推計上必要な項目**(=全国共通)を明確化しつつ、必要に応じて、項目を追加あるいは、絞り込みができるような仕組みが必要。



いずれにせよ、実施主体たる市町村の意見を反映しながら検討することが必要。

3. 「調査票のイメージ（たたき台）」に対していただいた主なご意見と対応方針（案）

	ご意見	対応案
たたき台全般に関するご意見		
1	回答者が、子ども・子育て支援の意義や制度の趣旨・考え方を理解して回答できるよう、冒頭に記載を入れるべきではないか	冒頭に子ども・子育て支援の意義や制度の趣旨等を説明する記述を追加
2	回答者が、調査が自治体の計画づくりのために行われることを理解して回答できるよう、冒頭で調査の目的についての記載を入れるべきではないか	調査の目的を説明する記述を追加 ※回答者個人の利用に影響しないことについても付記
3	「子育て」「教育」など用語の整理をしないと回答者が混乱するのではないか	調査票の冒頭に、「子育て」「教育」などの定義の記載を追加
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回答者の負担を減らすため、設問を絞り込み、もっと簡潔な調査とすべきではないか ・ 詳細な分析を可能意図するため設問（同居・近居の親族の状況、許容できる利用料の水準、自宅から通える距離等）を追加すべきではないか ・ 調査の具体的な内容については市町村が決定とのことだが、市町村の判断で省略や変更が可能な設問と、そうではない設問の区別を示して欲しい 	調査票のイメージについての議論を整理した上で、必須項目とそれ以外の区分けを行う

	ご意見	対応案
5	調査結果の集計方法や市町村子ども・子育て支援事業計画への記載方法について地方公共団体の担当職員用の作業の手引きを示して欲しい	調査票のイメージについて整理した上で、作業の手引きについても提示を検討
6	市町村で調査票の検討を行う際の情報として、各設問を設けた趣旨がわかるようにして欲しい	「5」の作業の手引きと合わせて設問の趣旨の記載を検討
7	出産前の母子手帳取得者に対しても利用希望について把握をすべきではないか	自治体からは積極的な意見と消極的な意見の双方が出されているが、 ・把握方法については、出産前の方に出産後の確かな利用希望を求めるのは負担が大きく困難ではないか ・対象者の選定に慎重な配慮が必要であり、事務負担にも留意が必要 などのご意見もあることから、調査対象とするかについては自治体の判断としてはどうか
8	「預ける」「世話」といった言葉について、適切な言葉に置き換えるべきではないか	言葉を修正
個別の設問に関するご意見		
問5 関係	同居や近隣に居住している親族等の有無についても尋ねるべきではないか	同居・近居の親族等による子どもの世話の可否については、問6において把握することを想定

	ご意見	対応案
問 12 関係	「フルタイム」と「パート・アルバイト」の定義をすべきではないか	選択肢について、以下のとおり記載 (ア. フルタイム (1週当たり5日程度・1日当たり8時間程度就労) イ. パートタイム、アルバイト (「ア」以外) →1週当たり□日 1日当たり□□時間)
問 13 関係	フルタイムへの働き方の転換希望について、「1年以内に」などの具体的な記述を加えるべきではないか	他の設問とのバランスを見ながら次回検討
問 13 問 14 関係	父親のフルタイムへの転換希望や就労希望について も母親と同様に「量の見込みの推計に必要な項目」 とすべきではないか	推計方法の複雑化による自治体の負担増も考慮し、地域の 実情に応じて、量の見込みの推計に用いるかについて は自治体の判断としてはどうか
問 14 関係	子育てや家事に専念したい方などいるため、「就労したくない」という選択肢の表現を改めるべきではないか	「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」 に修正
問 15 問 16 関係	利用している(希望している)事業の選択肢について、地域での名称が様々であり、回答者にわかりやすいものとするべきではないか	施設・事業の名称については、それぞれの地域において 親しまれている名称もあると考えており、市町村において 実際の調査票を作成する際に回答者にとってわかり やすい名称に変更することも可能

	ご意見	対応案
問 15-4 関係	選択肢 6 の「子どもの教育や発達のため」は、幼稚園・保育所など定期的な利用に共通の理由であり、就労の有無等と並列に扱うことは不適當ではないか	「子ども教育や発達のため」は就労の有無とは関係なく、全ての方が利用する理由として挙げる可能性があるため、選択肢の冒頭に位置づけ。当てはまる選択肢を全て選択する方式に修正
問 16 関係	利用を希望する事業の選択肢に「小規模保育」を追加すべきではないか	「小規模保育」を選択肢として追加
問 16 等 関係	実施法人等が独自に利用料を設定している事業や未実施事業についてはどのように利用料を提示するのか	実施法人等が独自に利用料を設定している事業については地域における代表的な利用料、未実施事業については類似事業の利用料を例示として提示することなどを想定
問 26 ～ 問 29 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・「未就学児」と「就学児」それぞれについて調査を行うべきではないか ・放課後児童クラブの利用意向の調査対象については、利用が身近な課題として捉えられる 5 歳以上の子どもとすべきではないか 	放課後児童クラブの利用希望の把握については、未就学児のうち 5 歳以上の子どもを対象とすることを基本とするが、小学校高学年の利用希望に関して、地域の実情を踏まえて、自治体の判断で就学児を対象に把握することも可能としてはどうか
問 30 関係	育児休業等に関する質問については男女で質問を同一とすべきではないか	自治体の行動計画で量の見込みを算定するに当たっての影響は限定的。自治体の判断で追加できる取扱とすることを検討
問 30-3 関係	子どもが 3 歳になるまで育児休業を取得できる場合の希望について尋ねるべきではないか	設問を追加

別添

(調整中)

調査票のイメージ

- 子ども・子育て会議（第3回）の資料1～4についていただいたご意見を踏まえて加筆修正を加えたもの
 - ※いただいたご意見を反映し、必要な修正等を行う予定
- 調査対象となる子どもの保護者が記入することを想定

※ 第3回子ども・子育て会議の議論を赤字で反映

※ 量の見込みの推計上必要な項目を青字で表記

(注) 施設・事業の名称についてそれぞれの地域で親しまれている名称とするなど、回答者にとって分かりやすい名称に変更することも可能。

子ども・子育て支援の意義や制度の趣旨・考え方の説明

※ 子育てに関する親の一義的な責任、就学前における人格形成の重要性などについて「子ども・子育て支援の意義」に則して記載

(用語の定義)

この調査票における用語の定義は以下のとおり

- ・ 幼稚園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
- ・ 保育所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）
- ・ 認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- ・ 子育て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・ 教育：問14までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問15以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区として当てはまる答えの番号 1つに○をつけてください。

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 1. ○○ | 2. ○○ | 3. ○○ |
| 4. ○○ | 5. ○○ | 6. ○○ |

封筒の宛名のお子さんのご家族の状況についてうかがいます。

問2 宛名のお子さんの生年月月をご記入ください。(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

平成 □□年 □□月生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数を□内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月をご記入ください。

きょうだい数 □人 末子の生年月月 平成 □□年 □□月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | | |
|-------|-------|------------|
| 1. 母親 | 2. 父親 | 3. その他 () |
|-------|-------|------------|

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 配偶者がいる | 2. 配偶者がいない |
|-----------|------------|

問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | | | | |
|----------|---------|---------|----------|------------|
| 1. 父母ともに | 2. 主に母親 | 3. 主に父親 | 4. 主に祖父母 | 5. その他 () |
|----------|---------|---------|----------|------------|

※ 問7設問内容との調整が必要

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問7 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | | | |
|----------|--------|--------------------------------|--------|-----------|
| 1. 父母ともに | 2. 母親 | 3. 父親 | 4. 祖父母 | 5. 認定こども園 |
| 6. 幼稚園 | 7. 保育所 | 8. その他（ ） | | |

問8 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

- | | | | | |
|--------------------------------|-------|-----------|--------|--------|
| 1. 家庭 | 2. 地域 | 3. 認定こども園 | 4. 幼稚園 | 5. 保育所 |
| 6. その他（ ） | | | | |

問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------------------------------|---|---------|
| 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | } | ⇒ 問9-1へ |
| 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | | |
| 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる | } | ⇒ 問9-2へ |
| 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | | |
| 5. いずれもない ⇒ 問10へ | | |

問9-1 問9で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|---|---|--------|
| 1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる | } | |
| 2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である | | |
| 3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である | | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | | |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | | |
| 6. その他（ ） | | ⇒ 問10へ |

問9-2 問9で「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|---|---|--|
| 1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる | } | |
| 2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である | | |
| 3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である | | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | | |
| 5. 子どもの教育や発育にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | | |
| 6. その他（ ） | | |

問10 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 1. いる/ある ⇒ 問10-1へ | 2. ない ⇒ 問11へ |
|--|-----------------------------------|

宛名のお子さんの保護者の就労状況 についてうかがいます。

問 12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

(1) 母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

<ol style="list-style-type: none"> 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない 	<div style="font-size: 3em; line-height: 1;">}</div> <p style="text-align: center;">⇒ (1) -1 へ</p> <div style="font-size: 3em; line-height: 1;">}</div> <p style="text-align: center;">⇒ (2) へ</p>
--	--

(1) -1 (1) で「1.~4.」(就労している) に○をつけた方にうかがいます。 週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。（□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）

1 週当たり □ 日	1 日当たり □□ 時間
------------	--------------

(1) -2 (1) で「1.~4.」(就労している) に○をつけた方にうかがいます。家を出る時間と帰宅時間をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず（例）08時～18時のように、24時間制でお答えください。（□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）

家を出る時間 □□ 時	帰宅時間 □□ 時
-------------	-----------

(2) 父親 【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

<ol style="list-style-type: none"> 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない 	<div style="font-size: 3em; line-height: 1;">}</div> <p style="text-align: center;">⇒ (2) -1 へ</p> <div style="font-size: 3em; line-height: 1;">}</div> <p style="text-align: center;">⇒ 問 14 へ</p>
--	---

(2) -1 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にかがいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が、一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週当たり □日	1日当たり □□時間
----------	------------

(2) -2 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にかがいます。家を出る時間と帰宅時間をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず(例)08時~18時のように、24時間制でお答えください(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字)。

家を出る時間 □□時	帰宅時間 □□時
------------	----------

問13 問12の(1)または(2)で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある 2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない 3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望 4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい |
|---|

(2) 父親

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある 2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない 3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望 4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい |
|---|

問14 問12の(1)または(2)で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」に○をつけた方にかがいます。該当しない方は、問15へお進みください。就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する□内には数字をご記入ください(数字は一桁に一字)。

(1) 母親

- | | | | | | |
|--|-----------------------------|---|-------------------------|---------------------------|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない) 2. 1年より先、一番下の子どもが □□歳になったころに就労したい 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい <p style="margin-left: 20px;">→希望する就労形態</p> <table style="margin-left: 40px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">→1週当たり □日 1日当たり □□時間</td> <td></td> </tr> </table> | ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) | } | イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外) | →1週当たり □日 1日当たり □□時間 | |
| ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) | } | | | | |
| イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外) | | | | | |
| →1週当たり □日 1日当たり □□時間 | | | | | |

(2) 父親

- | | | | | | |
|--|-----------------------------|---|-------------------------|---------------------------|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない) 2. 1年より先、一番下の子どもが □□歳になったころに就労したい 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい <p style="margin-left: 20px;">→希望する就労形態</p> <table style="margin-left: 40px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">→1週当たり □日 1日当たり □□時間</td> <td></td> </tr> </table> | ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) | } | イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外) | →1週当たり □日 1日当たり □□時間 | |
| ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) | } | | | | |
| イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外) | | | | | |
| →1週当たり □日 1日当たり □□時間 | | | | | |

宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の 利用状況についてうかがいます。

※ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所など、問 15-1 に示した事業が含まれます。

問 15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 利用している ⇒ 問 15-1 へ | 2. 利用していない ⇒ 問 15-5 へ |
|----------------------|-----------------------|

問 15-1 問 15-1～問 15-4 は、問 15 で「1.利用している」に○をつけた方についてうかがいます。

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号 すべてに○をつけてください。

- | | |
|--|---|
| 1. 認定こども園
(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設) | 2. 幼稚園
(通常の就園時間の利用) |
| 3. 幼稚園の預かり保育
(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ) | 4. 認可保育所
(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの) |
| 5. 家庭的保育
(育者の家庭等で子どもを保育する事業) | 6. 事業所内保育施設
(企業が主に従業員用に運営する施設) |
| 7. 自治体の認証・認定保育施設
(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設) | 8. その他の認可外の保育施設 |
| 9. 居宅訪問型保育
(保育者が子どもの家庭で保育する事業) | 10. ファミリー・サポート・センター
(地域住民が子どもを預かる事業) |
| 11. その他 () | |

問 15-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1 週当たり何日、1 日当たり何時間 (何時から何時まで) かを、□内に具体的な数字でご記入ください (数字は一枠に一字)。時間は、必ず (例) 09 時～18 時のように 24 時間制でご記入ください。

(1) 現在

1 週当たり □日	1 日当たり □□時間 (□□時～ □□時)	
-----------	-------------------------	--

(2) 希望

1 週当たり □日	1 日当たり □□時間 (□□時～ □□時)	
-----------	-------------------------	--

問 15-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

1. 居住している市区町村内

2. 他の市区町村

問 15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの教育や発達のため

2. 子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している

3. 子育て（教育を含む）をしている方が就労予定がある／求職中である

4. 子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族などを介護している

5. 子育て（教育を含む）をしている方が病気や障害がある

6. 子育て（教育を含む）をしている方が学生である

7. その他（

）

問 15-5 問 15 で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。理由としてもっとも当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. （子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない

2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている

3. 近所の人や父母の友人・知人がみている

4. 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない

5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない

6. 使用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない

7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない

8. 子どもがまだ小さいため（ 歳くらいになったら利用しようと考えている）

9. その他（

）

問 16 すべての方にかかっています。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。（自治体における料金設定を示す）

1. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)	2. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)
3. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)	4. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの)	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設	10. 居宅訪問型保育 (保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	
12. その他 ()	

問 16-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

1. 居住している市区町村内	2. 他の市区町村
----------------	-----------

宛名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況 についてうかがいます。

問 17 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「つどいの広場」「子育て支援センター」等と呼ばれています）を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

1. 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）

1 週当たり □回 もしくは 1ヶ月当たり □回程度

2. その他当該自治体で実施している類似の事業（具体名： _____ ）

1 週当たり □回 もしくは 1ヶ月当たり □回程度

3. 利用していない

問 18 問 17 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。当てはまる番号一つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。（自治体における料金設定を示す）

1. 利用していないが、今後利用したい

1 週当たり □回 もしくは 1ヶ月当たり □回程度

2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

1 週当たり 更に □回 もしくは 1ヶ月当たり 更に □回程度

3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問 19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑦の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

	A 知っている		B これまでに利用 したことがある		C 今後利用したい	
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
②保健センターの情報・相談事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
③家庭教育に関する学級・講座	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
④教育相談センター・教育相談室	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑥子育ての総合相談窓口	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑦自治体発行の子育て支援情報誌	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
○○○○○	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
○○○○○	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ

宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。

問 20 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例)09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※保育・教育事業とは、幼稚園、保育所、認可外保育施設などの事業を指しますが、親族・知人による預かりは含みません。

(1) 土曜日

- | | | |
|---|-----|-------------------------|
| 1. 利用する必要はない
2. ほぼ毎週利用したい
3. 月に1～2回は利用したい | } ⇒ | 利用したい時間帯
□□時から □□時まで |
|---|-----|-------------------------|

(2) 日曜・祝日

- | | | |
|---|-----|-------------------------|
| 1. 利用する必要はない
2. ほぼ毎週利用したい
3. 月に1～2回は利用したい | } ⇒ | 利用したい時間帯
□□時から □□時まで |
|---|-----|-------------------------|

問 20-1 問 20 の (1) もしくは (2) で、「3.月に1～2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎週ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 月に数回仕事が入るため | 2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため |
| 3. 親族の介護や手伝いが必要なため | 4. 息抜きのため |
| 5. その他 () | |

問 21 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例)09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

- | | | |
|--|-----|-------------------------|
| 1. 利用する必要はない
2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい
3. 休みの期間中、週に数日利用したい | } ⇒ | 利用したい時間帯
□□時から □□時まで |
|--|-----|-------------------------|

問 21-1 問 21 で、「3.週に数日利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎日ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 週に数回仕事が入るため | 2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため |
| 3. 親等親族の介護や手伝いが必要なため | 4. 息抜きのため |
| 5. その他 () | |

宛名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を 伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。

問 23 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）も□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

利用している事業・日数（年間）	
1. 一時預かり (私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)	□□ 日
2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)	□□ 日
3. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	□□ 日
4. 夜間養護等事業：トワイライトステイ (児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業)	□□ 日
5. ベビーシッター	□□ 日
6. その他 ()	□□ 日
7. 利用していない	

⇒ 問 24 へ

問 23 で「7. 利用していない」と回答した方にうかがいます。

問 23-1 現在利用していない理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 特に利用する必要がない	2. 利用したい事業が地域にない
3. 地域の事業の質に不安がある	4. 地域の事業の利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない
5. 利用料がかかる・高い	6. 利用料がわからない
7. 自分が事業の対象者になるのかどうか わからない	8. 事業の利用方法（手続き等）がわからない
9. その他 ()	

問 24 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計 □□ 日
ア. 私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的	□□ 日
イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院 等	□□ 日
ウ. 不定期の就労	□□ 日
エ. その他 ()	□□ 日
2. 利用する必要はない ⇒ 問 25 へ	

問 24-1 へ

問 24-1 問 24 で「1.利用したい」に○をつけた方にうかがいます。問 24 の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育所等）
2. 小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等）
3. 地域住民が子育て家庭の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）
4. その他（ ）

問 25 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

	1年間の対処方法	日数
1. あった	ア. （同居者を含む）親族・知人にみてもらった	□□ 泊
	イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	□□ 泊
	ウ. イ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	□□ 泊
	エ. 仕方なく子どもを同行させた	□□ 泊
	オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	□□ 泊
	カ. その他（ ）	□□ 泊
2. なかった		/

問 25 で「1.あった ア.(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。

⇒ア.以外を選択した方は 問 26 へ

問 25-1 その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号 1つに○をつけてください。

1. 非常に困難
2. どちらかという困難
3. 特に困難ではない

宛名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の
放課後の過ごし方についてうかがいます。

⇒ 5歳未満の方は、問30へ

問26 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も□内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

「放課後児童クラブ」…地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 自宅	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
4. 児童館 ※1	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕	週 <input type="checkbox"/> 日くらい → 下校時から □□時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週 <input type="checkbox"/> 日くらい

※1 児童館で行う放課後児童クラブを利用している場合は「6.」に回答

※2 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

問27 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には利用を希望する時間も□内に数字でご記入ください。時間は、必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

※だいが先のこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

1. 自宅	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
4. 児童館 ※	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
5. 放課後子ども教室	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕	週 <input type="checkbox"/> 日くらい → 下校時から □□時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週 <input type="checkbox"/> 日くらい

※ 児童館で行う放課後児童クラブの利用を希望する場合は「6.」に回答

問 28 問 26 または問 27 で「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」に○をつけた方にかがいます。宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。（1）（2）それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、□内に（例）09時～18時のように24時間制で記入ください（数字は一枠に一字）。

（1）土曜日

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} ⇒	利用したい時間帯
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい		□□時から □□時まで
3. 利用する必要はない		

（2）日曜・祝日

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} ⇒	利用したい時間帯
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい		□□時から □□時まで
3. 利用する必要はない		

問 29 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。当てはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、□内に（例）09時～18時のように24時間制で記入ください（数字は一枠に一字）。

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} ⇒	利用したい時間帯
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい		□□時から □□時まで
3. 利用する必要はない		

すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など
職場の両立支援制度についてうかがいます。

問 30 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけ、該当する□内に数字をご記入ください（数字は一枠に一字）。また、取得していない方はその理由をご記入ください。

母親（いずれかに○）	父親（いずれかに○）
1. 働いていなかった	1. 働いていなかった
2. 取得した（取得中である）	2. 取得した（取得中である） ⇒取得期間 □□□日
3. 取得していない ⇒ 取得していない理由（下から番号を選んでご記入ください）（いくつでも）	3. 取得していない ⇒ 取得していない理由（下から番号を選んでご記入ください）（いくつでも）

1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. （産休後に）仕事に早く復帰したかった
4. 仕事に戻るのが難しそうだった
5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
7. 保育所（園）などに預けることができた
8. 配偶者が育児休業制度を利用した
9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
10. 子育てや家事に専念するため退職した
11. 職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
13. 育児休業を取得できることを知らなかった
14. 産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した
15. その他（ ）

問 30-1 子どもが原則1歳（保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6月）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置）期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた
2. 育児休業給付のみ知っていた
3. 保険料免除のみ知っていた
4. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった

問 30 で母親が「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。

⇒ 該当しない方は、問 31 へ

問 30-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 育児休業取得後、職場に復帰した	
2. 現在も育児休業中である	⇒ 問 30-9 へ
3. 育児休業中に離職した	⇒ 問 31 へ

問 30-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 30-3 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。どちらか1つに○をつけてください。※年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった

2. それ以外だった

問 30-4 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

実際の取得期間 □ 歳 □ □ ヶ月

希望 □ 歳 □ □ ヶ月

問 30-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内で数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

□ 歳 □ □ ヶ月

問 30-4 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

問 30-6 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1) 「希望」より早く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 希望する保育所に入るため

2. 配偶者や家族の希望があったため

3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった

4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため

5. その他 ()

(2) 「希望」より遅く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 希望する保育所に入れなかったため

2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため

3. 配偶者や家族の希望があったため

4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため

5. 子どもをみてくれる人がいなかったため

6. その他 ()

問 30-7 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 短時間勤務制度を利用した

2. 短時間勤務制度を利用しなかった

問 30-7 で「2.短時間勤務制度を利用しなかった」と回答した方にうかがいます。

問 30-8 短時間勤務制度を利用しなかった理由はなんですか。当てはまる理由をすべてに○をつけてください。

- 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
- 2. 仕事が忙しかった
- 3. 短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる
- 4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる
- 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
- 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなどなど、制度を利用する必要がなかった
- 7. 子育てや家事に専念するため退職した
- 8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
- 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
- 10. その他（)

問 30-2 で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。

問 30-9 宛名のお子さんが 1 歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1 歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても 1 歳になる前に復帰しますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

- 1. 1 歳になるまで育児休業を取得したい
- 2. 1 歳になる前に復帰したい

問 31 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

.....

.....

.....

.....

.....

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。
 切手は貼らずに同封の封筒に入れ、ご投函ください。

「藤沢市次世代育成支援行動計画後期計画」

計画事業の進捗状況（平成24年度実績・平成25年度目標）について

藤沢市次世代育成支援行動計画後期計画における実績と目標事業量

藤沢市次世代育成支援行動計画 後期計画では、179事業について具体的な目標を定めて計画を進めています。

なかでも特定11事業については、アンケート調査に基づいて目標を設定し、毎年6月の広報で市民の皆様へ進捗状況を報告しています。

事業名			平成21年度 (後期計画開始時)	平成24年度 (実績)	平成26年度 (目標)
通常保育事業	3歳未満	認可保育所 定員	1,552人	1,950人	1,932人
		家庭的保育	0人	6人	30人
	3歳以上	認可保育所 定員	2,520人	2,959人	2,870人
		家庭的保育	0人	0人	15人
	計	認可保育所 定員	4,072人	4,909人	4,802人
		家庭的保育	0人	6人	45人
延長保育事業	30分延長		5力所	5力所	—
	午後7時まで		29力所	30力所	37力所
	午後8時まで		2力所	8力所	7力所
	午後9時まで		1力所	0力所	3力所
	計		37力所	43力所	47力所
夜間保育事業	施設数		1力所	1力所	3力所
	定員		30人	30人	100人
トワイライトステイ事業	施設数		0力所	2力所	1力所
	定員		0人	9人	6人
休日保育事業	施設数		1力所	3力所	3力所
	定員		10人	30人	30人
病児・病後児保育事業	施設数		1力所	3力所	3力所
	定員		4人	17人	14人
放課後児童健全育成事業	施設数		43力所	45力所	50力所
	定員		2,820人	2,968人	3,260人
地域子育て支援拠点事業	ひろば型	国基準	2力所	4力所	4力所
		藤沢版	0力所	7力所	13力所
	センター型		2力所	3力所	4力所
一時預かり事業 (一時保育、特定保育を含む)	施設数		9力所	13力所	12力所
	定員		90人程度	130人程度	120人
ショートステイ事業	施設数		0力所	1力所	1力所
ファミリー・サポート・センター事業	施設数		1力所	1力所	1力所

藤沢市次世代育成支援行動計画後期計画に掲げた計画事業の平成24年度達成状況

基本目標	評価		A		B		C		D		E		事業数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
1. 地域における子育ての支援	39	75%	13	25%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	52
2. 親子の健康の確保及び増進	10	40%	13	52%	2	8%	0	0%	0	0%	0	0%	25
3. 豊かな心を育む教育環境の整備	28	68%	10	24%	3	7%	0	0%	0	0%	0	0%	41
4. 子育てしやすい生活環境の整備	17	89%	0	0%	2	11%	0	0%	0	0%	0	0%	19
5. 仕事と家庭との両立の推進	11	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	11
6. 援助が必要な児童への取り組みの推進	18	72%	7	28%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	25
7. 平成23年度追加事業	3	50%	2	33%	0	0%	1	17%	0	0%	0	0%	6
合計	126	70%	45	25%	7	4%	1	1%	0	0%	0	0%	179

■各計画事業の評価基準(A～E)について

評価については(A～E)の5段階方式による
所管部署それぞれの自己評価とし、進捗状況
によって次のように区分しています。

A=90%以上

B=70～90%未満

C=50～70%未満

D=30～50%未満

E=30%未満

■目標達成状況 C以下の事業一覧

評価	事業NO	事業名	担当課
C	64	子どもの事故防止事業の推進	子ども健康課
C	77	思春期保健指導の充実	子ども健康課
C	80	フレンド&ファミリースポーツの推進	スポーツ推進課
C	84	学校運動部活動指導者の養成	スポーツ推進課
C	106	地域で学校を支える「おやじの会」の創設	学校教育企画課
C	124	自然を生かしたスポーツ・レクリエーション 広場の設置	スポーツ推進課
C	132	防犯ブザーの貸出し、配布	防犯交通安全課
D	175	思春期青少年の居場所づくり事業	子ども青少年育成課

藤沢市次世代育成支援行動計画後期計画に掲げた計画事業の平成23年度達成状況

参考

基本目標	評価		A		B		C		D		E		事業数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
1. 地域における子育ての支援	35	67%	15	29%	1	2%	0	0%	1	2%			52
2. 親子の健康の確保及び増進	20	80%	5	20%	0	0%	0	0%	0	0%			25
3. 豊かな心を育む教育環境の整備	31	86%	4	10%	2	5%	0	0%	4	10%			41
4. 子育てしやすい生活環境の整備	14	74%	5	27%	0	0%	0	0%	0	0%			19
5. 仕事と家庭との両立の推進	7	46%	4	36%	0	0%	0	0%	0	0%			11
6. 援助が必要な児童への取り組みの推進	23	92%	2	8%	0	0%	0	0%	0	0%			25
7. 平成23年度追加事業	4	67%	2	33%	0	0%	0	0%	0	0%			6
合計	134	75%	37	21%	3	2%	0	0%	5	3%			179

藤沢市次世代育成支援行動計画後期計画に掲げた計画事業の平成22年度達成状況

基本目標	評価		A		B		C		D		E		事業数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
1. 地域における子育ての支援	34	65%	14	27%	3	6%	1	2%	0	0%			52
2. 親子の健康の確保及び増進	15	60%	5	20%	5	20%	0	0%	0	0%			25
3. 豊かな心を育む教育環境の整備	35	86%	3	7%	3	7%	0	0%	0	0%			41
4. 子育てしやすい生活環境の整備	12	63%	5	27%	1	5%	0	0%	1	5%			19
5. 仕事と家庭との両立の推進	5	46%	2	18%	4	36%	0	0%	0	0%			11
6. 援助が必要な児童への取り組みの推進	23	92%	2	8%	0	0%	0	0%	0	0%			25
合計	124	71%	31	18%	16	9%	1	1%	1	1%			173

《評価別一覧》

●【基本目標1】 地域における子育ての支援

評価	事業No.	事業名
A	1	幼稚園における子育て支援活動の充実
	3	地域育児センター事業の充実
	5	放課後児童健全育成事業
	6	つどいの広場事業の充実
	7(1)	幼稚園における子育て支援活動の充実【再掲】
	8	子育てコーディネーターの育成
	10	子育て相談の充実
	11	子育て支援センター事業の充実
	12	子育てふれあいコーナーあいの充実
	13	男女平等意識啓発のための情報提供
	14	ブックスタート事業
	16	ファミリー・サポート・センター事業の充実
	17	トワイライトステイ事業の推進
	18	ショートステイ事業の推進
	19	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり
	21	民生委員児童委員との連携
	22	主任児童委員の活動の充実
	23	市民センター・公民館を拠点とした地域福祉の推進
	25	地域でのおはなし会の開催
	30	青少年施設の運営
	32	放課後子ども教室推進事業
	33	法人立保育所等への助成
	34	保育所の計画的な整備や受入児童数の拡大
	36	休日保育事業の実施
	38	病後児保育の推進
	39	延長保育事業の充実
	40	夜間保育事業の推進
	41	民間保育施設サービスの充実
	42	保育サービスの第三者評価の導入
	43	小児医療費助成事業
	44	児童手当等の支給
	45	国・県への要望
	46	未熟児養育事業
	47	障がい者等医療費助成事業
	48	障がい児福祉手当の給付
	49	藤沢市障がい者福祉手当の給付
	50	幼稚園等就園奨励費補助事業
	51	保育料の保護者負担の軽減
	52	認可外保育施設利用者への助成

評価	事業No.	事業名
B	2	幼稚園の預かり保育等に対する助成
	4	一時預かり事業（一時保育事業）の推進
	9	子育て情報・子育てネットワーク事業の充実
	15	地域子育て支援活動（藤沢版つどいの広場）推進助成事業の推進
	20	子育て支援グループの育成・継続的活動・交流の推進
	24	子育て・保育ボランティアの養成
	26(15)	地域子育て支援活動（藤沢版つどいの広場）推進助成事業の推進【再掲】
	27	シニア世代による子育てサポート事業
	28	地域ぐるみ子育て応援団事業
	29	公民館での子ども開放事業の実施
35	商店街空き店舗活用支援事業（子育て支援活動などを行うコミュニティビジネス事業者への助成）	
	37(4)	一時預かり事業（一時保育事業）の推進【再掲】

●【基本目標2】 親子の健康の確保及び増進

評価	事業No.	事業名
A	55	特定不妊治療費助成事業
	68	乳幼児期（保育所）の食生活の充実
	69	学童期の食に関する指導
	70	子どもにかかわる医療体制の推進
	71(43)	小児医療費助成事業【再掲】
	72(46)	未熟児養育事業【再掲】
	73	育成医療（経由事務）
	74	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
75	小児慢性特定疾患医療給付事業（経由事務）	
76	療育医療給付事業（経由事務）	

評価	事業No.	事業名
B	53	妊娠中からの保健指導の充実
	54	妊娠中からの母性・父性の育成
	56	こんにちは赤ちゃん事業の充実
	57	育児相談・育児教室の充実
	58	乳幼児訪問指導の充実
	59	ハイリスク母子虐待予防事業の推進
	60	乳幼児健診の充実
	61	発育・発達の障がいがある児の早期発見
	62	予防接種の推進
	63	未熟児・慢性疾患児の保健指導・支援の推進
C	64	子どもの事故防止事業の推進
	65	母子歯科保健の充実
	66	母子保健事業における食育の推進
	67	藤沢市食育推進計画「生涯健康！ふじさわ食育プラン」の推進

評価	事業No.	事業名
C	77	思春期保健指導の充実

●【基本目標3】 豊かな心を育む教育環境の整備

評価	事業No.	事業名
A	78	幼稚園や保育所の機能を活用した事業の推進
	82	指導法の工夫改善と指導の充実
	83	教職員の研修・研究の充実
	85	ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」事業の充実
	87	青少年健全育成事業
	88	こども館事業の充実
	89	小・中学校整備事業
	90	設備の整備
	91	喫煙・飲酒・薬物乱用防止（保健体育科・総合的な学習の時間・特別活動）
	93	安全指導の充実
	97	学校間教育連携の推進
	98	ふれあい体験活動の推進
	99	参加しやすい環境づくりと事業の実施
	100	児童生徒指導の充実
	101	学校教育相談センターの充実
	102	特別支援教育の充実
	104	開かれた学校づくり
	105	学校・家庭・地域連携推進事業
	107	地域青少年健全育成活動への助成・支援
	110	学校支援コーディネーター制度の推進
B	79	幼児理解（家庭科・総合的な学習の時間）
	81	親になる人々への保育体験など家庭教育支援の推進
	86	いじめ防止プログラムの推進
	92	社会環境浄化活動の推進
	94	家庭科学習（家庭科）
	95	保育者セミナー
	96	公民館事業の充実
	103	公民館事業の充実【再掲】
C	80	フレンド&ファミリースポーツの推進
	84	学校運動部活動指導者の養成
106	地域で学校を支える「おやじの会」の創設	

評価	事業No.	事業名
B	79	幼児理解（家庭科・総合的な学習の時間）
	81	親になる人々への保育体験など家庭教育支援の推進
	86	いじめ防止プログラムの推進
	92	社会環境浄化活動の推進
	94	家庭科学習（家庭科）
	95	保育者セミナー
	96	公民館事業の充実
	103	公民館事業の充実【再掲】
	108	団体組織の充実
	109	モデルクラブの設置

評価	事業No.	事業名
C	80	フレンド&ファミリースポーツの推進
	84	学校運動部活動指導者の養成
	106	地域で学校を支える「おやじの会」の創設

●【基本目標4】 子育てしやすい生活環境の整備

評価	事業No.	事業名
A	119	市営住宅
	120	緑地保全地区等の拡大
	121	緑化推進運動
	122	公園・広場等の拡大
	123	安全な遊び場をめざした地域との連携
	125	歩行空間等整備事業
	126	藤沢市道路特定事業計画の推進
	127	公共施設のバリアフリー化
	128	交通安全運動
	129	交通安全教育・指導
	130	チャイルド（ベビー）シート着用の啓発
	131	通学路の指定
	133	パトロール活動への積極的な支援
	134	犯罪防止の環境づくり
	135	こども110番の実施
	136	関係機関との連携強化
	137	非行防止活動の推進

評価	事業No.	事業名
C	124	自然を生かしたスポーツ・レクリエーション広場の設置
	132	防犯ブザーの貸出し、配布

●【基本目標5】 仕事と家庭との両立の推進

評価	事業No.	事業名
A	138	新しい仕事づくりの情報提供
	139	就労支援体制の充実
	140	働きやすい環境づくりに向けた啓発
	141	雇用環境の整備
	142(5)	放課後児童健全育成事業【再掲】
	143	保育サービスの充実（「第1章 3 保育サービスの充実」に掲げる事業）
	144(16)	ファミリー・サポート・センター事業の充実【再掲】
	145(17)	トワイライトステイ事業の推進【再掲】
	146(18)	ショートステイ事業の推進【再掲】
	147	事業主行動計画の策定の推進
	148	各企業等での子育て支援等に関する取り組みの顕彰・紹介

●【基本目標6】 援助が必要な児童への 取り組みの推進

評価	事業No.	事業名
A	150	子育て総合相談の充実
	152	地域の情報化とネットワーク化
	153	青少年相談活動の充実
	156	母子寡婦福祉資金
	157	児童扶養手当の給付
	158	ひとり親家庭等医療費助成
	160	自立支援教育訓練給付金
	161	高等技能訓練促進給付金
	163	こども発達相談の充実
	165(102)	特別支援教育の充実【再掲】
	166	障がい福祉サービス
	167	特別児童扶養手当の給付（経由事務）
	168(73)	育成医療（経由事務）【再掲】
	169(47)	障がい者等医療費助成事業【再掲】
	170(48)	障がい児福祉手当の給付【再掲】
	171	補装具の給付
	172	太陽の家 しいの実学園
173(49)	藤沢市障がい者福祉手当の給付【再掲】	

評価	事業No.	事業名
B	149	児童虐待防止ネットワークの充実
	151	養育支援訪問事業
	154	母子自立支援員による相談
	155	ひとり親家庭日常生活支援事業
	159(154)	母子自立支援員による相談【再掲】
	164	こども発達支援ネットワークの推進（障がい児保育事業の実施）

◆【平成23年度】追加事業

ページ	事業No.	事業名
A	176	幼稚園・保育所・小学校・中学校連携事業
	178	特別支援教育整備事業
	179	中学校給食実施研究事業

ページ	事業No.	事業名
B	174	幼児二人同乗用自転車購入費補助事業
	177	不登校児童生徒対策事業

ページ	事業No.	事業名
D	175	思春期青少年の居場所づくり事業

《目次》

●【基本目標1】 地域における子育ての支援

事業No.	事業名	ページ
1	幼稚園における子育て支援活動の充実	1
2	幼稚園の預かり保育等に対する助成	1
3	地域育児センター事業の充実	1
4	一時預かり事業(一時保育事業)の推進	1
5	放課後児童健全育成事業	1
6	つどいの広場事業の充実	1
7(1)	幼稚園における子育て支援活動の充実【再掲】	1
8	子育てコーディネーターの育成	1
9	子育て情報・子育てネットワーク事業の充実	1
10	子育て相談の充実	1
11	子育て支援センター事業の充実	1
12	子育てふれあいコーナーあいの充実	1
13	男女平等意識啓発のための情報提供	1
14	ブックスタート事業	1
15	地域子育て支援活動(藤沢版つどいの広場)推進助成事業の推進	1
16	ファミリー・サポート・センター事業の充実	2
17	トワイライトステイ事業の推進	2
18	ショートステイ事業の推進	2
19	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	2
20	子育て支援グループの育成・継続的活動・交流の推進	2
21	民生委員児童委員との連携	2
22	主任児童委員の活動の充実	2
23	市民センター・公民館を拠点とした地域福祉の推進	2
24	子育て・保育ボランティアの養成	2
25	地域でのおはなし会の開催	2
26(15)	地域子育て支援活動(藤沢版つどいの広場)推進助成事業の推進【再掲】	2
27	シニア世代による子育てサポート事業	2
28	地域ぐるみ子育て応援団事業	2
29	公民館での子ども開放事業の実施	3
30	青少年施設の運営	3
31	学校体育施設の開放拡充	3
32	放課後子ども教室推進事業	3
33	法人立保育所等への助成	3
34	保育所の計画的な整備や受入児童数の拡大	3

●【基本目標2】 親子の健康の確保及び増進

事業No.	事業名	ページ
35	コミュニティビジネス支援事業(子育て支援活動などを行うコミュニティビジネス事業者への助成)	3
36	休日保育事業の実施	3
37(4)	一時預かり事業(一時保育事業)の推進【再掲】	3
38	病後児保育の推進	3
39	延長保育事業の充実	4
40	夜間保育事業の推進	4
41	民間保育施設サービスの充実	4
42	保育サービスの第三者評価の導入	4
43	小児医療費助成事業	4
44	児童手当等の支給	4
45	国・県への要望	4
46	未熟児養育事業	4
47	障がい者等医療費助成事業	4
48	障がい児福祉手当の給付	4
49	藤沢市障がい者福祉手当の給付	4
50	幼稚園等就園奨励費補助事業	4
51	保育料の保護者負担の軽減	4
52	認可外保育施設利用者への助成	4
53	妊娠中からの保健指導の充実	5
54	妊娠中からの母性・父性の育成	5
55	特定不妊治療費助成事業	5
56	こんにちは赤ちゃん事業の充実	5
57	育児相談・育児教室の充実	5
58	乳幼児訪問指導の充実	5
59	ハイリスク母子虐待予防事業の推進	5
60	乳幼児健診の充実	6
61	発育・発達障がいがある児の早期発見	6
62	予防接種の推進	6
63	未熟児・慢性疾患児の保健指導・支援の推進	6
64	子どもの事故防止事業の推進	6
65	母子歯科保健の充実	6
66	母子保健事業における食育の推進	6
67	藤沢市食育推進計画「生涯健康!ふじさわ食育プラン」の推進	6
68	乳幼児期(保育所)の食生活の充実	6
69	学童期の食に関する指導	7
70	子どもにかかわる医療体制の推進	7
71(43)	小児医療費助成事業【再掲】	7
72(46)	未熟児養育事業【再掲】	7
73	育成医療(経由事務)	7
74	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	7
75	小児慢性特定疾患医療給付事業(経由事務)	7
76	療育医療給付事業(経由事務)	7
77	思春期保健指導の充実	7

●【基本目標3】 豊かな心を育む教育環境の整備

事業No.	事業名	ページ
78	幼稚園や保育所の機能を活用した事業の推進	8
79	幼児理解(家庭科・総合的な学習の時間)	8
80	フレンド&ファミリースポーツの推進	8
81	親になる人々への保育体験など家庭教育支援の推進	8
82	指導法の工夫改善と指導の充実	8
83	教職員の研修・研究の充実	8
84	学校運動部活動指導者の養成	8
85	ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」事業の充実	8
86	いじめ防止プログラムの推進	8
87	青少年健全育成事業	8
88	こども館事業の充実	8
89	小・中学校整備事業	8
90	設備の整備	8
91	喫煙・飲酒・薬物乱用防止(保健体育科・総合的な学習の時間・特別活動)	9
92	社会環境浄化活動の推進	9
93	安全指導の充実	9
94	家庭科学習(家庭科)	9
95	保育者セミナー	9
96	公民館事業の充実	9
97	学校間教育連携の推進	9
98	ふれあい体験活動の推進	9
99	参加しやすい環境づくりと事業の実施	9
100	児童生徒指導の充実	9
101	学校教育相談センターの充実	9
102	特別支援教育の充実	9
103(96)	公民館事業の充実【再掲】	10
104	開かれた学校づくり	10
105	学校・家庭・地域連携推進事業	10
106	地域で学校を支える「おやじの会」の創設	10
107	地域青少年健全育成活動への助成・支援	10
108	団体組織の充実	10
109	モデルクラブの設置	10
110	学校支援コーディネーター制度の推進	10
111	幼児をもつ家庭の父親・母親の交流	10

●【基本目標4】 子育てしやすい生活環境の整備

事業No.	事業名	ページ
112	幼児教育振興助成費	10
113	幼稚園協会等補助金	10
114	幼稚園等運営資金貸付金	10
115	就学援助費事業(要保護準要保護児童・生徒援助事業)	11
116	特別支援教育就学奨励費事業	11
117	音楽・演劇鑑賞事業	11
118	アウトリーチ(音楽の学校訪問)事業	11
119	市営住宅	11
120	緑地保全地区等の拡大	11
121	緑化推進運動	11
122	公園・広場等の拡大	12
123	安全な遊び場をめざした地域との連携	12
124	自然を生かしたスポーツ・レクリエーション広場の設置	12
125	歩行空間等整備事業	12
126	藤沢市道路特定事業計画の推進	12
127	公共施設のバリアフリー化	12
128	交通安全運動	12
129	交通安全教育・指導	12
130	チャイルド(ベビー)シート着用の啓発	12
131	通学路の指定	12
132	防犯ブザーの貸出し、配布	13
133	パトロール活動への積極的な支援	13
134	犯罪防止の環境づくり	13
135	子ども110番の実施	13
136	関係機関との連携強化	13
137	非行防止活動の推進	13

●【基本目標5】 仕事と家庭との両立の推進

事業No.	事業名	ページ
138	新しい仕事づくりの情報提供	13
139	就労支援体制の充実	13
140	働きやすい環境づくりに向けた啓発	13
141	雇用環境の整備	13
142(5)	放課後児童健全育成事業【再掲】	13
143	保育サービスの充実(「第1章 3 保育サービスの充実」に掲げる事業)	13
144(16)	ファミリー・サポート・センター事業の充実【再掲】	14
145(17)	トワイライトステイ事業の推進【再掲】	14
146(18)	ショートステイ事業の推進【再掲】	14
147	事業主行動計画の策定の推進	14
148	各企業等での子育て支援等に関する取り組みの顕彰・紹介	14

●【基本目標6】 援助が必要な児童への 取り組みの推進

事業No.	事業名	ページ
149	児童虐待防止ネットワークの充実	14
150	子育て総合相談の充実	14
151	養育支援訪問事業	14
152	地域の情報化とネットワーク化	14
153	青少年相談活動の充実	14
154	母子自立支援員による相談	14
155	ひとり親家庭日常生活支援事業	14
156	母子寡婦福祉資金	15
157	児童扶養手当の給付	15
158	ひとり親家庭等医療費助成	15
159(154)	母子自立支援員による相談【再掲】	15
160	自立支援教育訓練給付金	15
161	高等技能訓練促進給付金	15
162	母子生活支援施設の充実	15
163	こども発達相談の充実	15
164	こども発達支援ネットワークの推進(障がい児保育事業の実施)	15
165(102)	特別支援教育の充実【再掲】	15
166	障がい福祉サービス	16
167	特別児童扶養手当の給付(経由事務)	16
168(73)	育成医療(経由事務)【再掲】	16
169(47)	障がい者等医療費助成事業【再掲】	16
170(48)	障がい児福祉手当の給付【再掲】	16
171	補装具の給付	16
172	太陽の家 しいの実学園	16
173(49)	藤沢市障がい者福祉手当の給付【再掲】	16

◆【平成23年度】追加事業

事業No.	事業名	ページ
174	幼児二人同乗用自転車購入費補助事業	16
175	思春期青少年の居場所づくり事業	16
176	幼稚園・保育所・小学校・中学校連携事業	16
177	不登校児童生徒対策事業	16
178	特別支援教育整備事業	16
179	中学校給食実施研究事業	16

基本目標1 《施策の方向》幼稚園・保育所その他の施設における子育て支援

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
1	幼稚園においての子育て支援活動の充実	保育課	継続	引き続き、幼稚園において、幼児期の教育に関する保護者や地域の人々からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行う。	幼稚園における母親サークル、子育てサロン等で幼児期の教育に関する保護者や地域の人々からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行った。	A	引き続き、幼稚園において、幼児期の教育に関する保護者や地域の人々からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行う。
2	幼稚園の預かり保育等に対する助成	保育課	継続	引き続き地域における子育ての支援及び保育サービスの充実を図るため、実施園の拡大を図る。	平成23年度同様、補助対象19園に対し預かり保育推進事業費補助金を交付し、預かり保育を実施した。	B	地域における子育ての支援及び保育サービスの充実を図るため、預かり保育の実施状況を把握するとともに、実施園の拡大を図る。
3	地域育児センター事業の充実	保育課	継続	引き続き、子育て家庭交流事業、小・中・高校生と園児との交流、世代間等交流事業、体験保育、子育て相談などを行う。	事業指定保育園において、子育て家庭交流事業、小・中・高校生と園児との交流、世代間等交流事業、体験保育、子育て相談などを行った。	A	子育て家庭交流事業、小・中・高校生と園児との交流、世代間等交流事業、体験保育、子育て相談などを行う。
4	一時預かり事業（一時保育事業）の推進	保育課	継続	平成24年度中に2園で新たに一時保育を実施し、実施園数を15園とする。	平成23年度同様13園で一時預かりを実施するとともに、平成25年度中に2園で新たに一時預かりを実施する準備を進めた。	B	平成25年4月に2園で新たに実施。さらに、平成25年度中に新規に開園する園に対し、一時預かり事業の実施を依頼していく。
5	放課後児童健全育成事業	子ども青少年育成課	継続	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、児童クラブの運営の充実を図る。 ・児童クラブ設置数 45カ所 ・定員 3,018人	H23年度末に社会福祉法人が運営する1児童クラブが廃止となり、45児童クラブで事業を実施した。 ・児童クラブ設置数 45カ所 ・定員 3,018人	A	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、児童クラブの運営の充実を図る。 平成27年度から施行予定の子ども・子育て新制度では小学6年生までが事業の対象となることから、ニーズを把握するための需要調査を実施する。 ・児童クラブ設置数 45カ所 ・定員 3,018人

基本目標1 《施策の方向》子育て支援事業に関する情報の提供・子育て相談・交流の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
6	つどいの広場事業の充実	子ども青少年育成課	継続	・研修等により子育てアドバイザーの資質向上を図る。 ・親子の交流や情報提供、育児相談など引き続き充実を図る。	県主催の子育てアドバイザー向けのパワーアップ研修への参加や普通救命講習を実施。 つどいの広場(4カ所)では親子の交流や情報提供、育児相談のほか、季節行事を実施。645日開設、延べ利用者数21,392人	A	研修等により、子育てアドバイザーの支援者としての質を高める。 親子の交流や情報提供、育児相談など、引き続き支援の充実を図る。
7(1)	幼稚園においての子育て支援活動の充実【再掲】	保育課	継続	引き続き、幼稚園において、幼児期の教育に関する保護者や地域の人々からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行う。	幼稚園における母親サークル、子育てサロン等で幼児期の教育に関する保護者や地域の人々からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行った。	A	引き続き、幼稚園において、幼児期の教育に関する保護者や地域の人々からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行う。
8	子育てコーディネーターの育成	保育課 子ども青少年育成課	継続	引き続き子育てコーディネーター育成のための講座受講及び人材育成を継続する。	子育てコーディネーター育成のため、カウンセリング研修、乳幼児の発達研修、保護者支援研修、虐待防止研修等に参加するとともに、受講内容について報告会を行い人材育成を図った。延べ参加者数34人	A	子育て支援をより専門的に行うための研修を実施し、子育てコーディネーターの育成を図る。
9	子育て情報・子育てネットワーク事業の充実	子ども青少年育成課	統合	・子育てガイドの改訂、配布をする。 ・「子育てメール」「子育てネットふじさわ」「えんじえるリング」(電子会議室)は事業者と十分調整を行いながら、より利用しやすい事業内容としていく。	子育てガイドについては、最新情報に改定・作成し、母子手帳交付時及び転入者(乳児がいる家庭)に配布した。 子育てメールふじさわ 登録者数5,503人 災害時保育園情報発信の機能を追加した。 子育てネットふじさわ ページビュー304,096件	B	子育てガイドについては、より活用されるよう見直しを行い、配布する。 「子育てネットふじさわ」については現事業者との協定が終了するため、次年度以降の協定締結のために、事業内容の見直しを図る。
10	子育て相談の充実	子ども家庭課	継続	・平成24年度は「子育て総合相談の充実」(事業No. 150)として対応を行う。	・平成24年度は「子育て総合相談の充実」(事業No. 150)に統合して行った。	A	・「子育て総合相談の充実」(事業No. 150)において対応。
11	子育て支援センター事業の充実	子ども青少年育成課	継続	・4カ所目となる子育て支援センター開設に向け、引き続き地域と協議していく。 ・7カ所目となる巡回子育てひろばの開催に向け、引き続き地域と協議していく。	地域子育て支援センター3カ所で879日開設、延べ利用者数57,359人 巡回子育てひろば6カ所で95日開設、延べ利用者数3,417人	A	4カ所目となる子育て支援センター開設に向け、関係部門と協議を進める。
12	子育てふれあいコーナーあいの充実	子ども青少年育成課	継続	・21カ所の地域子供の家及び児童館にて、親子の交流や情報提供、育児相談など引き続き充実を図る。 ・平成25年度に向けて、ボランティアがどちらでも活動できるよう類似事業である子育てサポータークラブとの事業の一本化に向けて検討する。	子育てサポータークラブきらきらぼしの事業の一本化に向けて検討した。 子育てふれあいコーナーあいあ(21カ所)延べ2,014日開設、延べ利用者数87,869人	A	子育てサポータークラブ事業を統合し、「子育てふれあいコーナーあいあ・きらきらぼし」として、親子の交流や情報提供、育児相談などを行うとともに、さらに充実を図るため、引き続き子育てボランティアを育成する。
13	男女平等意識啓発のための情報提供	人権男女共同参画課	継続	・「男女共同参画週間」(6月23日から29日)における啓発活動:年間1回 ・情報紙「かがやけ地球」の発行:年4回(6月・9月・1月・3月)1回につき5,000部発行 ・男女共同参画についての認識を広めるため、ホームページを活用し、情報の提供を行う。	「男女共同参画週間」(6月23日から29日)に関するパネル展を市役所新館1階ロビーにて開催するとともに、サンパール広場に横断幕を掲出した。 情報紙「かがやけ地球」を年4回(6月・9月・1月・3月)、1回につき5,000部を発行した。また、ホームページにおいても「男女共同参画週間」キャッチフレーズ、「かがやけ地球」を掲載し、情報提供を行った。	A	・「男女共同参画週間」(6月23日から29日)における啓発活動:年間1回 ・情報紙「かがやけ地球」の発行:年4回(6月・9月・1月・3月)1回につき5,000部発行 ・男女共同参画についての認識を広めるため、ホームページを活用し、情報の提供を行う。
14	ブックスタート事業	総合市民図書館・子ども青少年育成課・子ども健康課	追加	ブックスタート実施人数 3,572人(子ども健康課1歳6か月児健診受診予定者数と同数) 職員・ボランティアの交流会1回・研修会1回	ブックスタート実施人数 3,692人(1歳6ヶ月児健診の際に配布) 職員・ボランティアの交流会1回・研修会1回	A	ブックスタート実施人数 3,600人(子ども健康課1歳6か月児健診受診予定者数と同数) 職員・ボランティアの交流会1回・研修会1回
15	地域子育て支援活動(藤沢版つどいの広場)推進助成事業の推進	子ども青少年育成課	追加	・各地区における地域子育て支援活動の充実を図る。	各地域の実情に応じた「藤沢版つどいの広場」の実施が図られた。	B	各地区における地域子育て支援活動の充実を図る。

基本目標1 《施策の方向》子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
16	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子ども家庭課	継続	・「まかせて会員」の増員を含めた充実を図るため、研修会3回実施	・新たな「まかせて会員」を対象とした研修会を3回実施 ・平成25年3月末現在「まかせて会員」787人「どっちも会員」437人 「おねがい会員」4,552人、活動件数10,418件	A	・「まかせて会員」の増員を含めた充実を図るため、研修会を3回実施する。
17	トワイライトステイ事業の推進	子ども家庭課	新規	・1か所の開設	実施施設1カ所で平成24年10月から事業を開始した。 利用回数 12回	A	・利用回数を45回にする。
18	ショートステイ事業の推進	子ども家庭課	新規	・1か所の開設	実施施設1カ所で平成24年10月から事業を開始した。 利用日数 35回	A	・利用日数を75日にする。

基本目標1 《施策の方向》子育てにかかわる様々なネットワークの拡大や地域活動の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
19	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	子ども青少年育成課	継続	・市民と協働による「第10回子育て応援メッセージinふじさわ」を11月13日に開催 ・「子育て支援サークル等連絡会」は、「ふじさわ子育て支援連絡会」に名称変更し、その活動を支援	市民と協働により、11月13日に「第10回子育て応援メッセージinふじさわ」を開催 参加者数1,850人、参加団体数90団体 10周年記念イベント 来場者数1,300人 ふじさわ子育て支援連絡会 7回実施	A	市民と協働による「第11回子育て応援メッセージinふじさわ」を10月31日に開催 ふじさわ子育て支援連絡会の活動を引き続き支援する。
20	子育て支援グループの育成・継続的活動・交流の推進	生涯学習総務課 (子ども青少年育成課)	継続	・乳幼児～未就学児とその保護者を対象とした保育室開放事業を、子育て支援グループ等の協力を得て12公民館で実施する。	・乳幼児～未就学児とその保護者を対象とした保育室開放事業を、子育て支援グループ等の協力を得て11公民館で実施。 ・子育て支援グループが継続的に活動できるよう、ふじさわ子育て支援連絡会の活動を支援した。	B	・乳幼児～未就学児とその保護者を対象とした保育室開放事業を、子育て支援グループ等の協力を得て実施する公民館数12館 ・ふじさわ子育て支援連絡会の子育て支援グループがお互いにサポートし合い、継続的に活動できるよう、情報交換の場を提供する。
21	民生委員児童委員との連携	福祉総務課	継続	市民児協では研修会の開催(講演・視察)15回、各審議会委員も積極的に受諾し、地域福祉推進に努める。	市民児協においては9回にわたって講演会・視察研修の開催と研修会参加に努めた。また、16地区の民児協において、年1回以上の講演会と視察研修を実施した。審議会については、藤沢市民生委員推薦会をはじめ、地域に密着した活動を行なった。	A	平成25年度は一斉改選の年にあたり、講演会の開催(市2回・地区16回)、視察研修会(市1回・地区16回)、研修会参加(市として5～6回)を実施し、民生委員の知識習得に努め地域福祉を推進する。
22	主任児童委員の活動の充実	福祉総務課	継続	視察研修・講演会を計4回開催予定。連絡会は年11回開催予定。このうち情報交換会議は、年3回開催。子育て応援メッセージ・子育てサロン等平成23年度と同様に協力していく。小学校新入学家庭むけに主任児童委員パンフレットを配布する。	視察研修・講演会・研修会参加は計6回、連絡会は10回開催した。また、子育て応援メッセージの実行委員会委員を務めたほか、ブースの開設とボランティア参加など35名の委員が何らかの形で参加した。保育園・幼稚園にパンフレットを配布し、子育て家庭への支援活動を行なった。子育てサロンへの協力や関係機関との連携については、いっそうの密な協力を図る。	A	講演会・視察研修を各1回開催、研修会の参加も3～4回を目標とし、関係機関との情報交換会を通じて知識習得に努める。また、子育て応援メッセージへの参加やパンフレット配布については例年どおり実施する。
23	市民センター・公民館を拠点とした地域福祉の推進	福祉総務課	継続	地区福祉窓口での地域移譲事務の受付事務や相談業務などの充実をはかるとともに、子育て支援を含めた地域福祉のネットワーク化を充実させる。	地区福祉窓口での地域移譲事務の受付事務や相談業務などの充実をはかるとともに、子育て支援を含めた地域福祉のネットワーク化を図ることができた。	A	福祉部内各課及び福祉保健総合相談室との円滑な連絡調整を行うことにより地区福祉窓口での受付事務や相談業務などの充実をはかるとともに、子育て支援を含めた地域福祉のネットワーク化を充実させる。
24	子育て・保育ボランティアの養成	生涯学習総務課	継続	子育て・保育ボランティアコース修了者対象のフォローアップ講座受講者数 50人	生涯学習大学はばたき学部生涯学習ボランティア学科で、保育ボランティアフォローアップ講座を1月20日に開催し、参加者数は62人。	B	生涯学習大学保育ボランティアコース修了者等対象のフォローアップ講座受講者数 50人
25	地域でのおはなし会の開催	総合市民図書館	継続	おはなし会回数761回(数値目標については平成23年度末現在現状値) おはなし会参加人数13,461名(数値目標については平成23年度末現在現状値) 図書館・図書室おはなし会ボランティア交流会連絡会4回 図書館・図書室おはなし会ボランティア研修会 2回	おはなし会回数832回 おはなし会参加人数14,886名 図書館・図書室おはなし会ボランティア交流会連絡会4回 図書館・図書室おはなし会ボランティア研修会 3回	A	おはなし会回数832回(数値目標については平成24年度末現在現状値) おはなし会参加人数14,886名(数値目標については平成24年度末現在現状値) 図書館・図書室おはなし会ボランティア交流会連絡会4回 図書館・図書室おはなし会ボランティア研修会2回
26(15)	地域子育て支援活動(藤沢版つどいの広場)推進助成事業の推進【再掲】	子ども青少年育成課	追加	・各地区において地域子育て支援活動の充実を図る。	各地域の実情に応じた「藤沢版つどいの広場」の実施が図られた。	B	各地区における地域子育て支援活動の充実を図る。
27	シニア世代による子育てサポート事業	子ども青少年育成課	追加	・子育てボランティア育成・活用や講習会による資質向上を行うことにより、利用者数の増加を図る。 ・平成25年度に向けて、ボランティアがどちらでも活動できるよう類似事業である子育てふれあいコーナーとの事業の一本化に向けて検討する。	シニア世代等のボランティアによる子育てサポータークラブきらきらぼしは、子育てふれあいコーナーあいあいへの事業の一本化に向けて検討した。 藤沢・八松子供の家については毎週水曜日、湘南台子供の家については毎週木曜日に開催 子育てボランティア養成コース 年1回開催25人参加 年間延べ実施日数64日 延べ利用者数803人	B	「子育てふれあいコーナーあいあい・きらきらぼし」として事業を統合し、講習会等により子育てボランティアを育成することで支援の質を高め、利用者数の増加を図る。
28	地域ぐるみ子育て応援団事業	子育て給付課	追加	・利用登録者数及び協賛店舗数の拡大に向けて、引き続き広報周知や営業等を積極的に行っていく。 ・登録者数目標20,000人 協賛店舗数目標480店舗	辻堂C-X内の店舗や市内の商店会連合会へ協賛店舗の拡大を図るとともに、広報等で積極的に制度周知を行った。また、既に登録されている店舗に対してはサービス拡大を働きかけ、利用登録者に対してニーズ調査を行い、情報収集に努めた。 ○すくびカード登録者数 20,542人(平成25年3月31日現在) ○協賛店舗数 407店舗	B	・利用登録者数及び協賛店舗数の拡大に向けて、引き続き広報周知や営業等を積極的に行う。 ・登録者数目標21,000人 協賛店舗数目標450店舗

基本目標1 《施策の方向》児童の居場所づくりの推進

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
29	公民館での子ども開放事業の実施	生涯学習総務課	継続	公民館施設を自由に利用できる開放事業等を実施し、子どもたちの地域での居場所づくりの推進を図る。 ①公民館を開放し、子ども達が企画・運営をおこなう、誰でも自由に参加できる事業。 ②子どもが自由に来て、様々な遊び等を体験できる事業。 ③体育室や学習室を提供し、子ども同士の横の交流を深める開放事業。	①片瀬「子ども天国」、辻堂「子どもフェスティバル」、湘南大庭「夏休み子どもまつり」「ジャンボオセロ」を実施し、合計1,500人が参加した。 ②鶴沼「おもちゃのへや」、村岡「ワイワイ広場」、明治「夏休み子どものつどい～明治子ども夏まつり」、遠藤「ワイワイキッズ」、辻堂「あそびの広場」を実施し、合計1,495人が参加した。 ③体育室、学習室開放：藤沢、鶴沼、明治、遠藤、辻堂で実施し、合計2,234人が参加した。	B	公民館施設を自由に利用できる開放事業等を実施し、子どもたちの地域での居場所づくりを推進を図る。 ①公民館を開放し、子ども達が企画・運営をおこなう、誰でも自由に参加できる事業。 ②子どもが自由に来て、様々な遊び等を体験できる事業。 ③体育室や学習室を提供し、子ども同士の横の交流を深める開放事業。
30	青少年施設の運営	子ども青少年育成課	継続	青少年施設(青少年会館・児童館・少年の森・地域子供の家・SL広場)の適切な管理運営及び現行の「藤沢市青少年育成の基本方針」に基づき、青少年の社会参加を推進するための事業を行うとともに、現在検討中の「ふじさわ子ども・若者計画」を作成する予定。また、新総合計画に位置づけた青少年会館整備事業について、市の計画等の動向を見ながら整備手法などを検討する。 (青少年施設利用者数) H24目標 592,180人 青少年会館 75,342人 児童館 162,591人 少年の森 66,136人 地域子供の家 273,777人 SL広場 14,334人	青少年施設(青少年会館・児童館・少年の森・地域子供の家・SL広場)の適切な管理運営及び現行の「藤沢市青少年育成の基本方針」に基づき、青少年の社会参加を推進するための事業を指定管理等により行った。また、平成25年度からの指定管理者の選考を行い、本市における全ての子ども・若者の総合的な育成支援を図ることを目的とした「ふじさわ子ども・若者計画2014」に沿った事業実施の提案を受けた。青少年会館の整備については、今後、他の公共施設とも合わせて計画を検討していく。 (青少年施設利用者数) 青少年会館 71,103人 児童館 157,978人 少年の森 63,545人 地域子供の家 280,412人 SL広場 9,949人	A	指定管理等により青少年施設(青少年会館・児童館・少年の森・地域子供の家・SL広場)の適切な管理運営及び平成25年1月に策定した「ふじさわ子ども若者計画2014」に沿って、子どもの社会性を育み、若者の自立を支援するための事業を行う。 (青少年施設利用者数) H25目標 596,200人 青少年会館 73,236人 児童館 161,296人 少年の森 65,769人 地域子供の家 286,020人 SL広場 9,879人
31	学校体育施設の開放拡充	スポーツ推進課	継続	体育館・校庭・プール(夏季期間)を引き続き開放 団体登録者 平成24年度 545団体→560団体を目標	団体登録者 平成24年度 555団体	B	小・中学校の体育館・校庭の開放及び夏季期間の小学校プール開放を引き続き行う。
32	放課後子ども教室推進事業	子ども青少年育成課	追加	今後の放課後子ども教室実施小学校区拡大について、地域ニーズ等の把握に努め、余裕教室の状況も見ながら、拡大実施の可能性・必要性について検討する。 H24年目標 事業実施小学校区数 2小学校区	地域の方々の参画を得て、子どもたちの安全・安心な居場所(遊び場)を小糸・亀井野小学校の2小学校区にて提供した。 ・事業実施小学校区数 2小学校区 (利用児童数) 亀井野小学校区 6,277名、小糸小学校区 2,098名	A	今後の放課後子ども教室実施小学校区拡大について、余裕教室の状況等を見ながら、拡大実施の可能性・必要性について検討する。 H25年目標 事業実施小学校区数 2小学校区

基本目標1 《施策の方向》待機児の解消

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
33	法人立保育所等への助成	保育課	継続	引き続き、新たに設置される予定の施設も含めて社会福祉法人立等保育所に対して、人件費を中心とした運営費等の助成を行い、保育内容の向上及び施設運営の安定を図る。	新たに設置された施設1園を含めた社会福祉法人立等保育所24園に対して、人件費を中心とした運営費等の助成を行い、保育内容の向上及び施設運営の安定を図った。	A	引き続き、新たに設置される予定の施設も含めて社会福祉法人立等保育所に対して、人件費を中心とした運営費等の助成を行い、保育内容の向上及び施設運営の安定を図る。
34	保育所の計画的な整備や受入児童数の拡大	保育課	継続	平成24年4月に既存保育所の定員増により55人の定員増を図り、総定員数を4,719人とした。さらに、法人立保育所分園1園、法人立保育所1園の新設により190人の定員増とする準備を進める。	平成24年4月に既存保育所において55人の定員拡大、さらに、平成24年度中に法人立保育所分園1園・法人立保育所1園の新設により190人の定員拡大を図り、平成24年度中に総定員数を4,909人とした。さらに、法人立保育所3園の新設、既存園の定員拡大により、平成25年に240人定員拡大する準備を進めた。	A	平成25年4月に法人立保育所1園の新設、既存園の定員拡大により100名の定員増を図り、さらに平成25年度中に法人立保育所2園の新設等により、150人の定員増を図るとともに、国の「待機児童解消加速化プラン」を活用し、2カ年で取り組む整備計画を策定する。
35	コミュニティビジネス支援事業(子育て支援活動などを行うコミュニティビジネス事業者への助成)	産業労働課	継続	・昨年度に引き続き1件の子育て支援関係のコミュニティビジネス創業支援を目標としている。	昨年度に引き続き、母親を対象としたコミュニティカフェの運営支援を1件実施した。これにより、母子の健康増進や母親間の交流促進が図られるとともに、新たに母親の社会復帰や就労支援を目的とした資格取得講座を開催するなど、母親を取り巻く地域課題の解決及び地域の活性化に寄与した。	B	昨年度に引き続き1件の子育て支援関係のコミュニティビジネス事業支援を目標としている。

基本目標1 《施策の方向》特別保育事業の推進

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
36	休日保育事業の実施	保育課	継続	既存の休日保育実施園において、引き続き保育を実施する。	法人立保育所3園において、休日保育を実施した。	A	既存の休日保育実施園において、引き続き保育を実施する。
37(4)	一時預かり事業(一時保育事業)の推進【再掲】	保育課	継続	平成24年度中に2園で新たに一時保育を実施し、実施園数を15園とする。	平成23年度同様13園で一時預かりを実施するとともに、平成25年度中に2園で新たに一時預かりを実施する準備を進めた。	B	平成25年4月に2園実施。引き続き、平成25年度中に新規に開園する園に対し、一時預かり事業の実施を依頼していく。
38	病後児保育の推進	保育課	継続	既存の病後児保育実施園において、引き続き保育を実施する。	法人立保育園3園において、病後児保育を実施した。	A	既存の病後児保育実施園において、引き続き保育を実施する。

基本目標1 《施策の方向》延長保育の充実や保育サービス評価の実施

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
39	延長保育事業の充実	保育課	継続	平成24年度に新設1園で2時間延長を実施、分園1園で1時間延長を実施する。	新設1園で20時まで2時間延長を実施、分園1園で1時間延長を実施した。	A	平成25年度に新設3園で2時間延長を実施する。
40	夜間保育事業の推進	保育課	継続	引き続き南部地区1園で実施する。	引き続き南部の法人立保育所1園で実施	A	引き続き南部の法人立保育所1園で実施する。
41	民間保育施設サービスの充実	保育課	継続	引き続き、神奈川県と連携し、私設保育施設に対する適切な助言や健康診断等の助成をすすめる。	認可保育所の補完的役割を担っている私設保育施設(認可外保育施設)に対し、引き続き、神奈川県と連携し、適切な助言や健康診断等の助成を行った。また、藤沢独自の認定保育施設制度の検討を行った。	A	神奈川県と連携し、私設保育施設(認可外保育施設)に対する適切な助言や健康診断等の助成をすすめるとともに、藤沢型認定保育施設制度を創設し、私設保育施設の充実・活用を図る。
42	保育サービスの第三者評価の導入	保育課	継続	平成24年度に新たに公立保育所2園で実施する。	平成24年度に新たに公立保育所2園で実施した。	A	平成25年度に新たに公立保育所2園で実施する。

基本目標1 《施策の方向》子育て家庭への経済的支援

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
43	小児医療費助成事業	子育て給付課	継続	小児医療費の無料助成を小学校6年まで行うことにより、保護者の経済的負担の軽減と小児の保健の向上及び福祉の増進を図る。 ○年間延べ見込対象者数 552,865人 ○年間助成見込件数 812,410件 ○年間助成予算額 1,611,384,000円	小学校6年生までの入院及び中学生の入院に係る医療費を助成。なお、年少人口の増加に伴い、小児医療助成費や、その他子ども・子育てに係る経費が増加しており、制度の見直しが必要という意見がある一方、助成対象年齢の拡大の要望もあることから、「小児医療費助成制度の方向性の検討」を新・行財政改革実行プランの個別課題として掲げた。 ○年間延べ見込対象者数 555,876人 ○年間助成見込件数 817,967件 ○年間助成予算額 1,581,854,172円	A	現行制度の方向性について、新・行財政改革実行プランの実施スケジュールに基づき、市民サービスの向上や子ども・子育てに係る将来収支(財政負担)などを総合的に勘案したなかで検討を行い、その検討結果を議会に報告する。 ○年間延べ見込対象者数 561,549人 ○年間助成見込件数 823,579件 ○年間助成予算額 1,612,037,000円
44	児童手当等の支給	子育て給付課	継続	平成23年度子ども手当特別措置法の申請期限が平成24年9月まで延長され、平成24年4月より法改正により児童手当に変更になったため、子ども手当・児童手当を支給する。 ○子ども手当 延べ児童数 116,862人 支給額 1,309,800,000円 ○児童手当 延べ児童数 575,550人 支給額 6,164,670,000円	平成24年4月の法改正で子ども手当から児童手当へと変更となり、2カ月分(平成24年2月～3月分)の子ども手当と10カ月分(平成24年4月～平成25年1月分)の児童手当を支給した。 ○子ども手当 延べ児童数 111,986人 支給額 1,258,534,000円 ○児童手当 延べ児童数 559,346人 支給額 5,908,450,000円	A	児童を養育する者の家庭における生活の安定を図り、児童の健全な育成を支援するために、中学校修了前までの児童の養育者を対象に児童手当を支給する。また、子ども手当については、新たに平成22年度の現況届を提出した養育者に対して支給する。 ○子ども手当 延べ児童数 360人 支給額 4,680,000円 ○児童手当 延べ児童数 692,700人 支給額 7,343,400,000円
45	国・県への要望	子ども健康課	継続	ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチン接種が平成25年度、定期予防接種化する方針が出されたため、県による公費助成が行われるよう継続して要望していく。	国に対し、両ワクチン予防接種に係る経費は交付税措置とせず、全額国庫負担とするなどの適正な措置を図ることを要望した。また、県に対しては、予防接種に対する国への財政措置の働きかけとともに、県独自の補助制度の創設を要望した。	A	平成24年5月23日開催の第22回厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で定期接種化を求めた提言を踏まえ、平成25年度から定期予防接種となった子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌を除く4ワクチンについても、今年度末までに定期接種化の検討を行うこととする附帯決議が採択されるなど、今後も財政負担の増大が憂慮されるため、国の財源確保や県の補助制度の創設等について、継続して要望していく。
46	未熟児養育事業	子育て給付課	追加	母子保健法の定めに基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療の給付を行う。 ○受給者見込人数 98人 ○年間受診見込件数 226件 ○年間助成予算額 21,650,000円	母子保健法の定めに基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療の給付を行った。 ○受給者実人数 68人 ○年間受診件数 163件 ○年間助成額 18,029,305円	A	母子保健法の定めに基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療の給付を行う。 ○受給者見込人数 94人 ○年間受診見込件数 223件 ○年間助成予算額 21,650,000円
47	障がい者等医療費助成事業	保健医療給務課	継続	障がい児の医療にかかる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図る。	障がい者等医療証を交付している障がい児の医療にかかる保険診療の自己負担分について助成し、保健の向上と福祉の増進を図った。	A	引き続き、障がい児の医療にかかる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図る。
48	障がい児福祉手当の給付	障がい福祉課	継続	特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づき、今後も障がい児に対して手当を支給する。 月額 14,280円(平成24年4月から) 受給者見込人数 194人	特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給した。 月額 14,280円(平成24年4月から) 受給者実人数 183人	A	特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づき、今後も障がい児に対して手当を支給する。 月額 14,180円(平成25年10月から) 受給者見込人数 190人
49	藤沢市障がい者福祉手当の給付	障がい福祉課	継続	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給する。 月額 4,000円 受給者見込人数 488人	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給した。 月額 4,000円 受給者実人数 489人	A	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給する。 月額 4,000円 受給者見込人数 494人

基本目標1 《施策の方向》保育料などの負担軽減

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
50	幼稚園等就園奨励費補助事業	保育課	継続	国の補助額が減額された場合については、既存の補助額を下回らないよう市単独補助で助成する。	平成22年度に国の補助額が減額された階層については、減額される以前の補助額を下回らないよう引き続き市単独補助で助成した。	A	国の補助額が減額された場合については、既存の補助額を下回らないよう市単独補助で助成する。
51	保育料の保護者負担の軽減	保育課	継続	引き続き、保護者が負担する保育料については、国の示す保育料(徴収金基準額)に対して藤沢市独自でより低額な保育料を定め、保護者負担の軽減を図る。	国の示す保育料(徴収金基準額)よりも低額な藤沢市独自の保育料により、保護者負担の軽減を図った。なお、扶養控除廃止に伴う影響が生じないよう対応した。	A	引き続き、保護者が負担する保育料については、国の示す保育料(徴収金基準額)に対して藤沢市独自で、より低額な保育料を定め、保護者負担の軽減を図る。
52	認可外保育施設利用者への助成	保育課	追加	引き続き助成を行うとともに、助成条件の見直しを検討する。	引き続き認可保育所に3ヶ月以上入所できずに認可外保育施設を利用している児童の保護者を対象に月額10,000円の助成を行うとともに、格差を是正するために、助成条件の見直しについて検討した。	A	現行制度により、引き続き助成を行うとともに、平成27年度からの新制度を見据えながら、助成条件の見直しを検討していく。

基本目標2 《施策の方向》安全な妊娠・出産と安心して育児ができる相談支援の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
53	妊娠中からの保健指導の充実	子ども健康課	統合	①妊娠届出、生活アンケートから把握した要指導妊婦への指導実施率の向上(前年度を上回る) ②1人あたりの妊婦健診受診数の増加(受診数/妊娠届出数が前年度を上回る) ③(ア)両親学級の参加数増加(参加数/妊娠届出数、定員充足率が前年度を上回る)、参加者アンケートにてニーズ把握、教室への好評価が80%以上 (イ)マタニティランチの定員充足率80% (ウ)お口の健康づくりの参加数増加(参加数/妊娠届出数、定員充足率が前年度を上回る) (エ)ほっとスペース(イトーヨーカドーを廃止、長後・御所見市民センターを新設)1開設あたりの利用者数の増加、妊婦利用率の向上(前年度を上回る)、要保健指導妊婦の利用の促進(利用数の把握)	①妊娠届出書(生活アンケート)から把握した要指導妊婦に対する指導実施(件数・率):303人・7.7%;前年度(6.5%)より増 ②妊娠届出数3,959件、妊婦健診受診総数45,425回、一人あたりの妊婦健診受診数11.5回;前年度(11.7回)より減 ③妊婦等対象事業への参加状況(参加者数と定員に対する参加率) (ア)両親学級:1,372人・64%;前年度(66%)より減 (イ)マタニティランチ:205人・57%;前年度(42%)より増 (ウ)お口の健康づくり教室:153人・32%;前年度(66%)より減 (エ)ほっとスペース:1開設あたりの利用者数の増加(240人→280人/開設)、妊婦利用率(20.5%→14.7%)。依頼票を活用し、要保健指導妊婦の利用促進をすすめた。依頼票を活用し、要保健指導妊婦の利用促進をすすめた。	B	①妊娠届出書や妊婦健診などから把握した要指導妊婦への保健指導の充実。要指導妊婦に対する指導実施件数 ②安全・安心な妊娠・出産のため、妊婦健診を行い、必要な検査、保健指導等を実施。一人あたりの妊婦健診受診回数
54	妊娠中からの母性・父性の育成	子ども健康課	統合	①(ア)両親学級の参加数増加(参加数/妊娠届出数、定員充足率が前年度を上回る)、参加者間の交流促進 (イ)マタニティランチの定員充足率80% (ウ)お口の健康づくりの参加数増加(参加数/妊娠届出数、定員充足率が前年度を上回る) (エ)ほっとスペースの妊婦利用率の向上(全利用者中%が前年度を上回る) (オ)お父さんのための子育て講座の参加数増加(参加数、定員充足率が前年度を上回る)、子育て中の父と妊婦の夫との交流促進 ②父子健康手帳配布数が母子健康手帳配布数と同数	①妊婦等対象事業への参加状況(参加者数と定員に対する参加率) (ア)両親学級:1,372人・64%(うち母709人・66%、父663人・61%);前年度(66%)より減 参加者間の交流実施。 (イ)マタニティランチ:205人・57%;前年度(42%)より増 (ウ)お口の健康づくり教室:153人・32%;前年度(66%)より減 (エ)ほっとスペース:妊婦利用率(20.5%→14.7%) (オ)お父さんのための子育て講座:110人・61%;前年度(52%)より増 子育て中の父と妊婦の夫との交流実施。 ②父子健康手帳配布数=母子健康手帳配布数 3,959件	B	①妊婦等対象事業への参加状況 ②父子健康手帳の配布及び活用促進に向けた掲載内容等の見直し。父子健康手帳配布数
55	特定不妊治療費助成事業	子ども健康課	追加	・特定不妊治療事業費助成決定数453件	特定不妊治療事業費助成決定数 681件	A	特定不妊治療事業費助成決定数 636件

基本目標2 《施策の方向》育児に困っている家庭の早期発見と育児支援

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
56	こんにちは赤ちゃん事業の充実	子ども健康課	追加	・生後4か月までの訪問実施率100% ・ケース会議及び周産期看護連絡会の実施 ・周産期看護連絡会2回開催、要支援妊婦の当課への連絡を、市内の全出産取扱い、妊婦健診取扱い医療機関に周知、要支援妊婦の連絡の増加	①こんにちは赤ちゃん事業 対象者数3,666人、実施数3,616人、実施率98.6% ②不在等、状況未把握のケースに対するケース会議の開催(12回) ③周産期看護連絡会の開催(2回)をとおし、出産取扱い医療機関等との連携を図った。	B	①生後4か月までの訪問実施率100% ②不在等、状況未把握ケースに対しては、ケース会議等を開催し、対応を検討する。 ③出産取扱い医療機関等との連携を図る。
57	育児相談・育児教室の充実	子ども健康課	統合	①赤ちゃんの健康相談の効果的実施と活用(1開設あたりの利用数が20組程度、要保健指導母子の紹介数・来所数が前年度同等以上) ②お母さんと子どもの健康相談の効果的実施と活用(1開設あたりの利用数が40組程度、要保健指導母子の紹介数・来所数が前年度同等以上) ③赤ちゃん教室参加数の増加(参加数/出生数、定員充足率が前年度を上回る) ④マタニティランチ、離乳食教室、食物アレルギー教室、子どもの食生活教室の定員充足率80%以上 ⑤所内相談の実施	(育児相談:) ①赤ちゃんの健康相談(6市民センター36回)延べ495人(13.8人/開設) ②お母さんと子どもの健康相談(南北保健センター48回)延べ1,950人(40.6人/会場) 要保健指導母子については、他事業と同様、育児相談の紹介を行った。 (育児教室:) ③赤ちゃん教室4か月:815組・68%;前年度(68%)と同 赤ちゃん教室11か月:656組・68%;前年度(75%)より減 ④マタニティランチ:205人・57%;前年度(42%)より増 離乳食教室:766組・64%;前年度(71%)より減 子どもの食生活教室:298組・62%;前年度(84%)より減 食物アレルギー教室:111組・92.5%;前年度(84%)より減 ⑤所内電話相談:8964人;前年度(9331人)より減	B	①育児相談利用者数 ②育児教室参加者数
58	乳幼児訪問指導の充実	子ども健康課	継続	・生後4か月までの訪問実施率100% ・未熟児訪問指導の充実、慢性疾患児訪問指導の実施、保健師・助産師訪問の実施、栄養士訪問の実施、歯科衛生士訪問指導の実施	※児童福祉法に基づくこんにちは赤ちゃん事業に、母子保健法による妊産婦・新生児・産褥期訪問指導事業を統合した形で実施。生後4か月までの全数訪問を目指した。 ①こんにちは赤ちゃん事業 対象者数3,666人、実施数3,616人、実施率98.6% ②未熟児訪問指導:193人(実)、慢性疾患児訪問指導:87人(実) 栄養士訪問(15回)、歯科衛生士訪問(25回)	B	①生後4か月までの訪問実施率100% ②未熟児、慢性疾患児等、個々のニーズに合わせた支援の実施。(栄養、歯科指導も含む)
59	ハイリスク母子虐待予防事業の推進	子ども健康課	追加	①妊娠届出、生活アンケートから把握した要指導妊婦への指導実施率の向上(前年度を上回る) ②周産期看護連絡会2回開催、要支援妊婦の当課への連絡を、市内の全出産取扱い、妊婦健診取扱い医療機関に周知 ③ほっとスペースの要保健指導妊婦の利用の促進(利用数の把握) ④心の健康づくり教室の効果的な実施(1開設あたりの参加数が前年度を上回る)、紹介者全数の支援の方向性の決定ができる。	①妊娠届出書(生活アンケート)から把握した要指導妊婦に対する指導実施:303人・7.7%;前年度(6.5%)より増 ②周産期看護連絡会の開催(2回)をとおし、出産取扱い医療機関等との連携を図り、要支援妊婦の当課への連絡を依頼した。 ③ほっとスペース:依頼票を活用し、要保健指導妊婦の利用を促進した。 ④育児不安の解消や育児支援、虐待予防を目的とした教室の実施(こころの健康づくり教室、若年母保健指導教室);前年度より減	B	①妊娠届出書や妊婦健診などから把握した要指導妊婦への保健指導の充実。要指導妊婦に対する指導実施件数 ②出産取扱い医療機関等との連携を図る。

基本目標2 《施策の方向》健やかな発育・発達への支援と療育支援の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
60	乳幼児健診の充実	子ども健康課	追加	・乳幼児健診受診率の向上 ・健診事後相談の実施 ・4か月児・1歳6か月児健康診査未受診児の養育環境の把握率の向上 ・継続看護依頼数とフォロー率、経過検診の依頼数と受診率、幼児健診個別相談実施数の向上	①乳幼児健診の受診状況: 4か月児健診:95.0%;前年度(95.0%)より減 9～10か月児健診:91.8%;前年度(90.4%)より増 1歳6か月児健診:95.8%;前年度(96.2%)より減 3歳6か月児健診:87.8%(87.0%)より増 ②健診後のフォロー状況:健診事後相談:延べ1,342人、経過検診療養生活相談:延べ199人 ③健診未受診児の状況把握:4か月児健診未受診児への対応:44.8%把握、9～10か月児:32%把握 ④健診時の個別相談実施数・率: 1歳6か月児健診時の相談(心理相談380人・10.3%、生活相談659人・17.8%、歯科相談1,481人・40.0%、栄養相談825人・22.3%) 3歳6か月児健診時の相談(心理相談330人・9.6%、生活相談237人・6.9%、歯科相談808人・23.5%、栄養相談291人・8.5%)	B	①乳幼児健診受診率の向上。 ②健診時の個別支援の実施。 ③健診事後フォローの充実。 ④健診未受診児の養育環境の把握率の向上。
61	発育・発達障がいがある児の早期発見	子ども健康課	追加	・お母さんと子どもの健康相談の実施、健診における心理相談の実施、健診後の相談の実施 ・他機関への情報提供件数	①お母さんと子どもの健康相談(南北保健センター48回)延べ1,950人 健診における心理相談:1歳6か月児健診:380人、3歳6か月児健診:330人 心理相談経過観察:191人 ②支援が必要な児について、他機関との連携を図った。 他機関への情報提供件数:総合療育相談センター3件、子ども家庭課・発達支援担当68件	B	①お母さんと子どもの健康相談や健診における心理相談、健診後の相談の実施。 ②他機関への情報提供件数
62	予防接種の推進	子ども健康課	継続	・定期予防接種接種率の向上(90%以上) ・予防接種の意義・受ける時期等の啓発と周知 ・未接種者への接種勧奨はがきの郵送と広報周知	①定期予防接種率: BCG(90.7%) 三種混合(80.5%)、四種混合(72.0%) 生ポリオワクチン(49.6%)、不活化ポリオワクチン(115.0%) 麻しん・風しん(I期97.9%・II期93.6%・III期80.6%・IV期64.3%) 日本脳炎(I期129.7%・155.3%・II期55.7%) ②受診勧奨・啓発:こにちは赤ちゃん事業・新生児訪問時、2か月における(冊子)「予防接種と子どもの健康」の郵送、その他、対象年齢時の接種勧奨ハガキの郵送等 ③未接種者への接種勧奨(ハガキ等)	B	①定期予防接種率の向上(90%以上)。 ②予防接種の意義についての普及啓発。
63	未熟児・慢性疾患児の保健指導・支援の推進	子ども健康課	追加	・訪問指導の充実、経過検診・療養生活相談の実施 ・未熟児保健指導教室の実施、慢性疾患児保健指導教室の実施	①未熟児訪問指導:193人(実)、慢性疾患児訪問指導:87人(実) ②経過検診療養生活相談:延べ320人 ③未熟児保健指導教室26人(実)・51人(延べ)、慢性疾患講演会、交流会等の実施	B	①訪問指導の充実。 ②経過検診・療養生活相談の実施。 ③未熟児保健指導教室、慢性疾患児保健指導教室の実施。
64	子どもの事故防止事業の推進	子ども健康課	追加	・前年度事故予防健康教育を実施した公民館等からの継続依頼率50% ・各公民館(市内13公民館)の健康教育実施率の向上 ・子育て応援メッセージなどのイベントの参加 ・年1回以上の保育付救命講習の実施	①前年度事故予防健康教育を実施した公民館からの継続依頼率87.5% ②事故防止に関する健康教育:公民館7カ所(前年度8カ所) ③子育て応援メッセージ等、イベントに参加し、啓発活動を実施 ④保育付き救命講習の実施(1回)	C	①各公民館における事故防止に関する健康教育の実施。 ②子育て応援メッセージ等、イベントへの参加。
65	母子歯科保健の充実	子ども健康課	追加	①妊娠中からのお口の健康づくり参加数の増加(参加数/妊娠届出数、定員充足率が前年度を上回る) ②赤ちゃん教室参加数の増加(参加数/出生数、定員充足率が前年度を上回る) ③健診、育児相談場面でのかかりつけ歯科医の啓発の実施	①妊娠中からのお口の健康づくり教室:153人・32%(参加率) ②赤ちゃん教室4か月:815組・68%、赤ちゃん教室11か月:656組・68% ③2歳児歯科健診:3,051人・受診率82.7% 健診における歯科相談:1歳6か月児健診における歯科相談:1,481人、3歳6か月児健診における歯科相談:808人	B	①妊娠中からのお口の健康づくり教室への参加数の増加。 ②赤ちゃん教室参加数の増加。 ③歯科健診受診率の増加(個別相談を含む)。

基本目標2 《施策の方向》生涯健康であるために自分に適した食習慣の確立

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
66	母子保健事業における食育の推進	子ども健康課	統合	①マタニティランチ、離乳食教室、食物アレルギー教室、子どもの食生活教室の定員充足率80%以上 ②栄養赤ちゃん教室11ヶ月の定員充足率が前年度を上回る ③地域における教育の実施 ④健診、健康相談での栄養相談の実施	①教室: マタニティランチ:205人・57% 離乳食教室:766組・64% 子どもの食生活教室:298組・62% 食物アレルギー教室:111組・92.5% ②赤ちゃん教室11か月:656組・68%;前年度(75%)より減 ③地域での健康教育:9回・355人 ④相談: お母さんと子どもの健康相談(南北保健センター48回)延べ1,950人 赤ちゃんの健康相談(6市民センター36回)延べ495人 健診における栄養相談:1歳6か月児健診における栄養相談:825人、3歳6か月児健診における栄養相談:291人	B	①マタニティランチ、離乳食教室、子どもの食生活教室、食物アレルギー教室、赤ちゃん教室11か月の参加数(定員充足率80%以上) ②地域における教育の実施。 ③健診、健康相談での栄養相談の実施。
67	藤沢市食育推進計画「生涯健康!ふじさわ食育プラン」の推進	健康増進課	継続	藤沢市食育推進計画に基づき、「市民一人ひとりが生涯健康であるために、自分に適した食生活を送る力を育む」ことを目標に、各機関(家庭・地域・学校・企業・行政等)が役割を分担し、食育を推進する。	藤沢市食育推進計画に基づき、「市民一人ひとりが生涯健康であるために、自分に適した食生活を送る力を育む」ことを目標に、各機関(家庭・地域・学校・企業・行政等)が役割を分担し、食育を推進した。	B	藤沢市食育推進計画に基づき、「市民一人ひとりが生涯健康であるために、自分に適した食生活を送る力を育む」ことを目標に、各機関(家庭・地域・学校・企業・行政等)が役割を分担し、食育を推進する。
68	乳幼児期(保育所)の食生活の充実	保育課	継続	今後も市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れていくとともに、6月の食育月間等のなかで給食に使われる食材を見たり・触れたりし、その説明や調理法等を知らせる。	市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れていくとともに、6月の食育月間を中心に、年間を通じて給食に使われる食材を見たり・触れたりし、その説明や調理法等を園児に知らせた。	A	今後も市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れていくとともに、6月の食育月間を中心に、年間を通じて給食に使われる食材を見たり・触れたりし、その説明や調理法等を知らせる。

基本目標2 《施策の方向》健やかな発育・発達への支援と療育支援の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
69	学童期の食に関する指導	学校給食課	継続	・食に関する項目を含んだ教科や特別活動などの授業を36校(全校)で実施する。 ・低学年からの段階的な指導を実施するため、「食に関する指導年間計画」を作成する(36校)。 ・家庭用啓発冊子「大切です！食生活」を36校(全校)で新1年生に配布する。 ・給食だよりを毎月36校(全校)で発行する。	・食に関する項目を含んだ教科や特別活動などの授業を36校(全校)で実施。 ・低学年からの段階的な指導を実施するため、「食に関する指導年間計画」を作成(36校)。 ・家庭用啓発冊子「大切です！食生活」を36校(全校)で新1年生に配布。 ・給食だよりを36校(全校)で発行した。	A	・食に関する項目を含んだ教科や特別活動などの授業を36校(全校)で実施する。 ・低学年からの段階的な指導を実施するため、「食に関する指導年間計画」を作成する(36校)。 ・家庭用啓発冊子「大切です！食生活」を36校(全校)で新1年生に配布する。 ・給食だよりを毎月36校(全校)で発行する。

基本目標2 《施策の方向》子どもにかかわる保健医療体制の推進

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
70	子どもにかかわる医療体制の推進	保健医療総務課	継続	・小児医療体制を充実するため、休日・夜間急病診療所などで休日昼間及び夜間23時までの小児救急を実施する。23時以降については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応する。 ・「ふじさわ安心ダイヤル24」では、24時間体制で医療機関情報をお知らせするほか、育児などの相談にも対応する。	・小児医療体制を充実するため、休日・夜間急病診療所などで休日昼間及び夜間23時までの小児救急を実施し、23時以降については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応した。 ・「ふじさわ安心ダイヤル24」では、24時間体制で医療機関情報をお知らせするほか、育児相談にも対応した。 ◎「ふじさわ安心ダイヤル24」の相談対象者年齢別相談件数(H24年4月～H25年3月) 0歳:1,604人、1～4歳:4,093人、5～9歳:1,341人、10～14歳:334人、15～19歳:274人	A	・小児医療体制を充実するため、休日・夜間急病診療所などで休日昼間及び夜間23時までの小児救急を実施する。 ・23時以降については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応する。 ・「ふじさわ安心ダイヤル24」では、24時間体制で医療機関情報をお知らせするほか、育児などの相談にも対応する。
71(43)	小児医療費助成事業【再掲】	子育て給付課	継続	小児医療費の無料助成を小学校6年まで行うことにより、保護者の経済的負担の軽減と小児の保健の向上及び福祉の増進を図る。 ○年間延べ見込対象者数 552,865人 ○年間助成見込件数 812,410件 ○年間助成予算額 1,611,384,000円	小学校6年生までの入院及び中学生の入院に係る医療費を助成。なお、年少人口の増加に伴い、小児医療助成費や、その他子ども・子育てに係る経費が増加しており、制度の見直しが必要という意見がある一方、助成対象年齢の拡大の要望もあることから、「小児医療費助成制度の方向性の検討」を新・行財政改革実行プランの個別課題として掲げた。 ○年間延べ見込対象者数 555,876人 ○年間助成見込件数 817,967件 ○年間助成予算額 1,581,854,172円	A	現行制度の方向性について、新・行財政改革実行プランの実施スケジュールに基づき、市民サービスの向上や子ども・子育てに係る将来支取(財政負担)などを総合的に勘案したなかで検討を行い、その検討結果を議会に報告する。 ○年間延べ見込対象者数 561,549人 ○年間助成見込件数 823,579件 ○年間助成予算額 1,612,037,000円
72(46)	未熟児養育事業【再掲】	子育て給付課	追加	母子保健法の定めに基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療の給付を行う。 ○受給者見込人数 98人 ○年間受診見込件数 226件 ○年間助成予算額 21,650,000円	母子保健法の定めに基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療の給付を行った。 ○受給者実人数 68人 ○年間受診件数 163件 ○年間助成額 18,029,305円	A	母子保健法の定めに基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療の給付を行う。 ○受給者見込人数 94人 ○年間受診見込件数 223件 ○年間助成予算額 21,650,000円
73	育成医療(経由事務)	子育て給付課	追加	障がい児(身体に障がいのあるもの)の健全な育成をはかるため、当該障がい児に対して行われる生活の能力を得るために必要な医療費の給付に関する手続の経由事務を行う。	障がい児(身体に障がいのあるもの)の健全な育成をはかるため、当該障がい児に対して行われる生活の能力を得るために必要な医療給付の手続きについて県知事に対して経由事務を行った。 ○送付件数 25件	A	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴い、平成25年度から県より育成医療の認定及び支給事務がすべての市町村に権限移譲されたことにより、市において医療の給付を行う。 ○受給者見込人数 38人 ○年間受診見込件数 196件 ○年間助成予算額 4,222,000円
74	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	子育て給付課	追加	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている児童に対し、便器、特殊マットなどの日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。	小児慢性特定疾患医療給付の対象となっている児童に対し、日常生活用具の給付を行った。 ○対象件数 1件	A	小児慢性特定疾患医療給付の対象となっている児童に対し、便器、特殊マットなどの日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜をはかる。
75	小児慢性特定疾患医療給付事業(経由事務)	子育て給付課	追加	慢性疾患により長期療養を必要とする児童などの健全な育成をはかるため、県知事へ医療給付に関する手続の経由事務を行う。	慢性疾患により長期療養を必要とする児童などの健全な育成をはかるため、県知事に対し医療給付に関する手続の経由事務を行った。 ○送付件数 223件	A	慢性疾患により長期療養を必要とする児童などの健全な育成をはかるため、県知事に対し医療給付に関する手続の経由事務を行う。
76	療育医療給付事業(経由事務)	保健予防課	追加	前年までと同様に、結核で長期療養を必要とする児童に対する心身両面に渡る支援を引き続き行う。	0件(児童の結核発生があった場合には、茅ヶ崎保健福祉事務所と連携して支援を行う)	A	前年までと同様に、結核で長期療養を必要とする児童に対する心身両面に渡る支援を引き続き行う。

基本目標2 《施策の方向》思春期の健康と性の問題への取り組みの推進

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
77	思春期保健指導の充実	子ども健康課	追加	・前年度思春期保健教育を実施した小中高9校から継続依頼率50% ・小中高(市内公立60校)の実施率の向上 ・思春期講演会を1回以上開催 ・所内相談の充実	①中学校3校・高校1校の計4校に実施:前年度より減 ②思春期講演会 1回実施 ③所内相談の実施(4回)	C	①学校等からの依頼に基づく思春期健康教育の実施。 ②思春期講演会の開催。 ③所内電話相談等の実施。

基本目標3 《施策の方向》次代の親の育成

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
78	幼稚園や保育所の機能を活用した事業の推進	保育課	継続	引き続き幼稚園や地域育児センター18園をはじめとする認可保育所において、異年齢児(小・中・高校生)と園児との交流を進める。	引き続き幼稚園や地域育児センター18園をはじめとする認可保育所において、異年齢児(小・中・高校生)と園児との交流を進めた。	A	引き続き幼稚園や地域育児センター18園をはじめとする認可保育所において、異年齢児(小・中・高校生)と園児との交流を進める。
79	幼児理解(家庭科・総合的な学習の時間)	教育指導課	継続	各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進がはかられるよう支援する。	各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進がはかられるよう支援を行った。	B	各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進がはかられるよう支援する。
80	フレンド&ファミリースポーツの推進	スポーツ推進課	継続	カローリングやファミリーバドミントンなどのニュースポーツ用具を地区や団体へ無料で貸し出す。ニュースポーツのPRを行い、貸し出し団体の拡大を図る。貸し出し件数 平成24年度 81件→100件を目標	貸し出し件数 平成24年度 31件	C	カローリングやファミリーバドミントンなどのニュースポーツ用具を地区社会体育振興協議会・各公民館などへ無料で貸し出しを行い、ニュースポーツの普及・拡大を図る。
81	親になる人々への保育体験など家庭教育支援の推進	子ども青少年育成課	追加	保育園・高校や各関係機関と調整をしながら、プレママ体験等でだっこ人形等を使い保育体験を進める。	市内公立高校2カ所において、だっこ人形等を使い、プレママ体験等の保育体験を実施した。	B	保育園・高校や各関係機関と調整をしながら、プレママ体験等でだっこ人形等を使い保育体験を進める。

基本目標3 《施策の方向》創意工夫ある教育課程の推進

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
82	指導法の工夫改善と指導の充実	教育指導課	継続	・計画訪問による指導助言 19校予定	小学校11校、中学校7校、特別支援学校を1校を訪問し、授業参観・協議会において、指導助言を行った。	A	・計画訪問による指導助言 18校予定
83	教職員の研修・研究の充実	教育指導課	継続	・校内研究推進担当者会 2回、55校参加予定 ・研究推進校による研究発表会 3校予定 ・教員を対象として研修会 初任者研修6回、1年経験者研修2回、2・3年経験者研修1回、3年経験者研修1回、4年経験者研修1回、20年経験者研修1回、教育文化センター研修講座71回予定	・校内研究推進担当者会を2回実施。市内55校参加。 ・研究推進校3校による研究発表会を実施。 ・教員を対象として研修会 初任者研修7回、1年経験者研修2回、2・3年経験者研修1回、3年経験者研修1回、4年経験者研修1回、20年経験者研修1回、教育文化センター研修講座を64回実施した。	A	0年経験者56名、1年経験者46名、3年経験者79名、4年経験者82名、20年経験者9名を対象に、指導技術や指導力等「教師力」の向上を図る研修を行う。
84	学校運動部活動指導者の養成	スポーツ推進課	継続	学校部活動等地域指導者養成コースを引き続き行う。指導者登録人数 平成24年度59名→70名を目標	指導者登録人数 平成24年度 60名	C	学校部活動等地域指導者養成コースを引き続き行う。
85	ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」事業の充実	学校教育企画課	追加	・教員採用試験合格者数 26名 内訳:小学校15名 中学校11名	・教員採用試験合格者数 35名 内訳:小学校18名 中学校17名	A	・教員採用試験合格者数 26名 内訳:小学校15名 中学校11名
86	いじめ防止プログラムの推進	教育指導課	追加	11中学校、3小学校で児童・生徒の自尊感情を高め、いじめの傍観者をなくす環境づくりを進める。	9中学校と4小学校で「いじめ防止プログラム」を実施した。12月に生徒によるパディサミットを開催した。	B	小・中13校において「いじめ防止プログラム」を実施し、児童・生徒の自尊感情を高め、いじめの傍観者をなくす環境づくりを進める。

基本目標3 《施策の方向》青少年の健全育成の推進

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
87	青少年健全育成事業	子ども青少年育成課	継続	次世代育成支援行動計画の計画事業として位置付け、今後も青少年を対象として、社会参加を推進する事業、活動を支援する事業、さまざまな体験機会を提供する事業等を実施し、青少年の健全育成に努める。	①成人式 社会人としての自覚を高めるために、1月14日成人の日に新成人を祝うつどいを開催し、式典を実施した。 (参加者2,576人) ②ふじさわ未来プロジェクト「地域をプロデュース」 小学5・6年生が、藤沢の「自然」「遊び」「まつり」「地域で作られる食べ物」という4つのテーマごとに課題を設定し、市内のまちづくりの達人を訪問し、活動の見学・取材・体験を撮影、3分間の映像作品にまとめ、発表した。 10月～1月に5回のワークショップを経て、1月19日に発表。 (参加者20人) ③親子ふれあいコンサート 名曲を通して青少年の情操と共感する心を養うとともに、親子・異年齢の青少年のふれあいの場として、12月9日に実施した。 (参加者800人)	A	次世代育成支援行動計画の計画事業として位置付け、今後も青少年を対象として、社会参加を推進する事業、活動を支援する事業、さまざまな体験機会を提供する事業等を実施し、青少年の健全育成に努める。
88	こども館事業の充実	文化芸術課	継続	こども館入場者数:174,000人	こども館入場者数:156,745人	A	こども館入場者数:174,000人

基本目標3 《施策の方向》学校教育環境の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
89	小・中学校整備事業	学校施設課	継続	学校施設環境整備事業等で次の整備・改修工事を行う。 トイレ改修工事5校、緑のカーテン設置4校、体育館改修工事1校 外壁等改修工事1校、空調設備設置6校、屋上フェンス設置4校	学校施設環境整備事業等で次の整備・改修工事を行った。 トイレ改修工事5校、緑のカーテン設置7校、体育館改修工事1校 外壁等改修工事1校、空調設備設置6校、屋上フェンス設置4校	A	学校施設環境整備事業等で次の整備・改修工事を行う。 トイレ改修工事5校、緑のカーテン設置3校、体育館改修工事2校 外壁等改修工事2校、空調設備設置9校、エレベーター設置改修工事2校 グラウンド整備工事3校、軒先改修工事1校、法面防護工事1校、受水槽改修工事1校 渡り廊下改修工事1校、万年堀改修工事1校、冷温水発生機分解工事2校、プール改修工事1校
90	設備の整備	教育指導課	継続	・学校非常通報システムの整備・維持・管理の継続→全55校	・学校非常通報システムの整備・維持・管理を市内55校で継続、また契約と機器の更新を行った。	A	・学校非常通報システムの整備・維持・管理を市内55校で継続する。

基本目標3 《施策の方向》有害環境対策の推進

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
91	喫煙・飲酒・薬物乱用防止(保健体育科・総合的な学習の時間・特別活動)	教育指導課・各学校	継続	学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育が、保健体育や道徳、特別活動の時間に計画的・継続的に行われるよう支援する。	学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育が、保健体育や道徳、特別活動の時間に計画的・継続的に行われるよう支援を行った。小学校25校、中学校14校で喫煙防止教室を含む薬物乱用防止教室を実施した。また保健体育科・総合的な学習の時間などの教科指導を通して全校が実施した。	A	学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育が、保健体育や道徳、特別活動の時間に計画的・継続的に行われるよう支援する。
92	社会環境浄化活動の推進	子ども青少年育成課	継続	引き続き、昨年度同様、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある環境要因の浄化活動を青少年指導員や街頭指導員の協力を得て、街頭指導、実態調査、有害図書類等区分陳列調査などにより進めていく。また、講演会や街頭キャンペーン、薬物乱用防止パネルの活用により、市民への非行防止啓発活動の充実を図る。 社会環境実態調査対象店舗数 60店	青少年指導員や街頭指導員による街頭指導、実態調査・有害図書類等区分陳列調査(社会環境実態調査)などにより青少年の健全な育成を阻害する恐れのある環境要因の浄化活動を進めた。その他に、講演会(7月)、街頭キャンペーン(7月、12月、3月)、薬物乱用防止パネルの掲出等の非行防止活動を行った。 社会環境実態調査対象店舗数 53店	B	引き続き、昨年度同様、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある環境要因の浄化活動を青少年指導員や街頭指導員の協力を得て、街頭指導、実態調査・有害図書類等区分陳列調査(社会環境実態調査)などにより進めていく。また、講演会や街頭キャンペーン、薬物乱用防止パネルの活用により、市民への非行防止啓発活動の充実を図る。 社会環境実態調査対象店舗数 50店
93	安全指導の充実	教育指導課	継続	・防犯ブザーの配布(小・特別支援学校1年生) 36校 ・ジュニアライフセービング 12校 ・スクールガードリーダー 4地域 ・児童安全指導研修会(学校安全担当者会) 1回	・防犯ブザーの配布(小・特別支援学校1年生) 36校 ・ジュニアライフセービング 18校 ・スクールガードリーダー 4地域 ・児童安全指導研修会(学校安全担当者会) 2回(臨時会含む)	A	・防犯ブザーの配布(小・特別支援学校1年生) 36校 ・ジュニアライフセービング 18校 ・スクールガードリーダー 4地域 ・児童安全指導研修会(学校安全担当者会) 1回

基本目標3 《施策の方向》家庭教育への支援の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
94	家庭科学習(家庭科)	各学校・教育指導課	継続	各学校において、家庭の機能に関する授業が実践されるよう研修などの支援をする。	小学校家庭科や中学校技術・家庭科の授業の中で家庭の機能に関する授業実践が行われた。	B	各学校において、家庭の機能に関する授業の実践を行う。
95	保育者セミナー	生涯学習総務課	継続	保育者セミナーに参加する各公民館の保育ボランティア延べ人数 60人	公民館で活動する保育ボランティアを対象に、2/27~3/15に全3回実施し、参加者延べ人数83人。	B	保育者セミナーに参加する各公民館の保育ボランティア等のべ人数 80人
96	公民館事業の充実	生涯学習総務課	継続	子どもを対象とした各種継続的な学習事業、地域内での世代間交流事業を実施し、家庭教育の支援の充実を図る。 ①全公民館において、子育て中の保護者と子を対象とした乳幼児家庭教育学級を実施する。 ②子どもの自主性を生かし、地域での異年齢間交流を図る子ども事業(児童学級)を実施する。 ③地域の大人が、伝承文化や自然環境などを子どもたちに教え伝える事業を実施する。	全13公民館で家庭教育学級を実施し、各館約21組の親子が学習した。地域の大人が、伝承文化や自然環境などを子どもたちに教え伝える事業を鶴沼、村岡、片瀬、明治で実施し、合計約180人が参加した。子どもの自主性を生かし、地域での異年齢間交流を図る子ども事業(児童学級)を片瀬、明治、辻堂、善行、湘南大庭で実施し、合計1,449人が参加した。	B	子どもを対象とした各種継続的な学習事業、地域内での世代間交流事業を実施し、家庭教育の支援の充実を図る。 ①全公民館において、子育て中の保護者と子を対象とした乳幼児家庭教育学級を実施する。 ②子どもの自主性を生かし、地域での異年齢間交流を図る子ども事業(児童学級)を実施する。 ③地域の大人が、伝承文化や自然環境などを子どもたちに教え伝える事業を実施する。

基本目標3 《施策の方向》ふれあい体験活動の推進

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
97	学校間教育連携の推進	教育指導課・保育課	継続	・教育連携担当者会を年1回開催 小・中・特別支援学校から各1名代表が参加し情報交換を行う。	・教育連携担当者会を年1回開催し、小・中・特別支援学校から各1名代表が参加し情報交換を行った。	A	・教育連携担当者会を年2回開催 小・中・特別支援学校、公・私立保育園、幼稚園から各1名代表が参加し情報交換及び研修を行う。
98	ふれあい体験活動の推進	学校教育企画課・教育指導課	継続	・ハケ岳野外体験教室での活動の実施(学校教育企画課) (小学5年生35校、中学1年生19校、特別支援学校1校実施予定) ・国際理解協力員の派遣(国際理解協力員5名、35校全学級を訪問予定)(教育指導課)	・ハケ岳野外体験教室での活動を実施した。 (小学5年生35校、中学1年生19校、特別支援学校1校で実施) ・国際理解協力員の派遣(国際理解協力員5名、35校全学級の訪問を行った)。	A	・ハケ岳野外体験教室での活動の実施 (小学5年生35校、中学1年生19校、特別支援学校1校実施予定) ・国際理解協力員の派遣(国際理解協力員5名程度、35校全学級を訪問予定)
99	参加しやすい環境づくりと事業の実施	スポーツ推進課	継続	財団への委託事業として、ふれあいスポーツ交流会を実施。現在は、テニス・ローリングバレー・卓球の3種目を実施している。 参加人数 平成24年度 207名→250名を目標	参加人数 平成24年度 311名	A	本市の「ふじさわスポーツ元気プラン」に基づき、財団の自主事業として、ふれあいスポーツ交流会を実施。現在は、テニス・ローリングバレー・卓球の3種目を実施している。

基本目標3 《施策の方向》健全育成のための相談指導体制の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
100	児童生徒指導の充実	教育指導課	継続	・藤沢市スクールカウンセラーの配置 (藤沢市スクールカウンセラー21名を小・中学校54校に配置、SSW1名を学校教育相談センターに配置) ・小学校児童指導担当者会 1回 ・中学校生徒指導担当者会 7回 ・学校警察連絡協議会 4回 ・藤沢市ハケ岳野外体験教室での不登校児童生徒への対策事業(ふれあいキャンプ) 2回	・藤沢市スクールカウンセラーの配置 (藤沢市スクールカウンセラー21名を小・中学校54校に配置、SSW2名を学校教育相談センターに配置) ・小学校児童指導担当者会 1回 ・中学校生徒指導担当者会 7回 ・学校警察連絡協議会 4回 ・藤沢市ハケ岳野外体験教室での不登校児童生徒への対策事業(ふれあいキャンプ) 2回	A	・藤沢市スクールカウンセラーの配置 (藤沢市スクールカウンセラー21名を小・中学校54校に配置、SSW1名を学校教育相談センターに配置) ・小学校児童指導担当者会 1回 ・中学校生徒指導担当者会 7回 ・学校警察連絡協議会 4回
101	学校教育相談センターの充実	教育指導課	継続	・相談による児童生徒の学校生活等への支援 33,416人 ・相談受付 週6日(平日及び土曜日の午前中) ・就学支援委員会 9回	・相談による児童生徒の学校生活等への支援 33,416人 ・相談受付 週6日(平日及び土曜日の午前中) ・就学支援委員会 9回	A	・相談による児童生徒の学校生活等への支援 33,447人 ・相談受付 週6日(平日及び土曜日の午前中) ・就学支援委員会 9回
102	特別支援教育の充実	教育指導課	継続	・特別支援教育協議会 4回 ・アセスメント研修会 3回 ・特別支援教育スーパーバイザーの派遣 12回 ・通級指導学級開設の準備 小学校2校 ・特別支援学級及び特別支援学校在籍児童のための体育館解放 33回	・特別支援教育協議会 4回 ・アセスメント研修会 3回 ・特別支援教育スーパーバイザーの派遣 12回 ・通級指導学級開設 小学校2校 ・特別支援学級及び特別支援学校在籍児童のための体育館解放 33回	A	・特別支援教育協議会 4回 ・アセスメント研修会 3回 ・特別支援教育スーパーバイザーの派遣 12回 ・特別支援学級の開設準備 1校 ・特別支援学級及び特別支援学校在籍児童のための体育館解放 32回

基本目標3 《施策の方向》地域社会全体での教育力向上

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
103(96)	公民館事業の充実【再掲】	生涯学習総務課	継続	子どもを対象とした各種継続的な学習事業、地域内での世代間交流事業を実施し、家庭教育の支援の充実を図る。 ①全公民館において、子育て中の保護者と子を対象とした乳幼児家庭教育学級を実施する。 ②子どもの自主性を生かし、地域での異年齢間交流を図る子ども事業(児童学級)を実施する。 ③地域の大人が、伝承文化や自然環境などを子どもたちに教える事業を実施する。	①全13公民館で家庭教育学級を実施し、各館約21組の親子が学習した。 ②子どもの自主性を生かし、地域での異年齢間交流を図る子ども事業(児童学級)を片瀬、明治、辻堂、善行、湘南大庭で実施し、合計1,449人が参加した。 ③地域の大人が、伝承文化や自然環境などを子どもたちに教える事業を鶴沼、村岡、片瀬、明治で実施し、合計約180人が参加した。	B	子どもを対象とした各種継続的な学習事業、地域内での世代間交流事業を実施し、家庭教育の支援の充実を図る。 ①全公民館において、子育て中の保護者と子を対象とした乳幼児家庭教育学級を実施する。 ②子どもの自主性を生かし、地域での異年齢間交流を図る子ども事業(児童学級)を実施する。 ③地域の大人が、伝承文化や自然環境などを子どもたちに教える事業を実施する。
104	開かれた学校づくり	教育指導課	継続	17校 45名のスクールライフサポーター派遣 教育政策推進課で学生ボランティア派遣	17校36名のスクールライフサポーター派遣 教育政策推進課により、8名の学生支援ボランティア派遣	A	17校 40名のスクールライフサポーターの派遣 10名の学生学校支援ボランティアの派遣
105	学校・家庭・地域連携推進事業	学校教育企画課	継続	学校・家庭・地域連携推進会議会長の開催 4回(各協力者会議の充実に向けた協議・情報交換) 地域協力者会議(15会議)の開催 150回(地域課題の検討、開催事業の検討等)	学校・家庭・地域連携推進会議会長の開催 4回(各協力者会議の充実に向けた協議・情報交換) 地域協力者会議(15会議)の開催 153回(地域課題の検討、開催事業の検討等)	A	学校・家庭・地域連携推進会議会長の開催 4回(各協力者会議の充実に向けた協議・情報交換) 地域協力者会議(15会議)の開催 150回(地域課題の検討、開催事業の検討等) ふじさわ教育フォーラムの開催 1回 おやじの会交流会の開催 1回

基本目標3 《施策の方向》地域社会全体での教育力向上

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
106	地域で学校を支える「おやじの会」の創設	学校教育企画課	統合	交流会(おやじの会相互の交流) 1回 ブロック交流会(地域の学校・PTA・地域団体等との交流) 2回 ふじさわ教育フォーラム 1回	交流会(おやじの会相互の交流) 1回 ふじさわ教育フォーラム 1回	C	学校・家庭・地域連携推進事業の中で実施
107	地域青少年健全育成活動への助成・支援	子ども青少年育成課	継続	青少年関係団体への助成・支援等を行うとともに、地域や関係団体との連携を図ることにより、青少年健全育成活動の一層の充実を図る。 (青少年団体及び育成団体加入者数) H23実績値 8,153人→H24目標値 8,160人	市内の青少年団体、青少年育成団体の会員が集まり、企画、運営するイベントを開催し、活動発表及び団体間の交流の場を提供した。 ・子どもフェスティバル 5月5日のこどもの日に少年の森において実施。約2,400人が参加した。 ・青少年指導者養成研修リーダーズミーティング 2月2日に少年の森において団体間のコミュニケーション及び青少年団体の若手リーダーの意識向上の場を提供した。参加者38人。 また、青少年関係団体(14地区青少年育成協力会、藤沢市子ども会連絡協議会他13団体)に助成し、青少年関係団体活動の活性化・事業の充実を図った。 (青少年団体及び育成団体加入者数) H24実績 7,885人	A	青少年関係団体への助成・支援等を行うとともに、地域や関係団体との連携を図ることにより、青少年健全育成活動の一層の充実を図る。 (青少年団体及び育成団体加入者数) H24実績値 7,885人→H25目標値 7,890人
108	団体組織の充実	スポーツ推進課	継続	引き続き、藤沢市スポーツ少年団活動の充実と組織の拡充に向け、効果的な支援策について研究を進める。 登録団体 平成24年度 87団→90団を目標	登録団体 平成24年度 87団	B	引き続き、藤沢市スポーツ少年団活動の充実と組織の拡充に向け、効果的な支援策について研究を進める。
109	モデルクラブの設置	スポーツ推進課	継続	事務所を善行小学校に移転したことを生かし、より地域と密着した活動を推進していく。 活動内容などを広報ふじさわに掲載。全市的に周知を図る。	トランポリンを軸とした自主事業(教室)を週4日以上継続して実施した。	B	全市的周知を図ることを目的として公共施設を利用した誰でも参加できる事業を1つ以上開催するとともに、新たな地域総合型スポーツクラブの設立を支援する。
110	学校支援コーディネーター制度の推進	学校教育企画課	追加	開かれた学校づくりと、子どもたちの教育環境の向上を図る。(6中学校、7小学校で実施)	開かれた学校づくりと、子どもたちの教育環境の向上を図ることができた。(6中学校、7小学校で実施)	A	開かれた学校づくりと、子どもたちの教育環境の向上を図る。(9中学校、8小学校で実施)

基本目標3 《施策の方向》幼児教育の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
111	幼児をもつ家庭の父親・母親の交流	保育課・子ども青少年育成課	継続	引き続き、就学前の子どもを持つ父親・母親を対象に、子どものしつけや適切な食習慣・生活習慣の形成などに向け、親同士の交流の中で子育ての知恵や技術を相互に学びあい、親としての自覚を高めていくことができるよう交流を進める。	保育園の保育参加や懇談会等において、また、子育て支援センターやつどいの広場等において、親同士の交流を図った。	A	引き続き、就学前の子どもを持つ父親・母親を対象に、子どものしつけや適切な食習慣・生活習慣の形成などに向け、親同士の交流の中で子育ての知恵や技術を相互に学びあい、親としての自覚を高めていくことができるよう交流を進める。
112	幼児教育振興助成費	保育課	継続	引き続き、幼稚園等における園具及び教材教具等購入費・健康管理費について、平成23年度同様に補助を実施する。	引き続き、幼稚園等における園具及び教材教具等購入費・健康管理費について、平成23年度同様に補助を実施した。	A	引き続き、幼稚園等における園具及び教材教具等購入費・健康管理費について、平成24年度同様に補助を実施する。
113	幼稚園協会等補助金	保育課	追加	引き続き、教職員の研修、研究費及び私立幼稚園協会等の運営活動に係る費用を補助することにより、幼児教育の充実を図る。	引き続き、教職員の研修、研究費及び私立幼稚園協会等の運営活動に係る費用を補助することにより、幼児教育の充実を図った。	A	引き続き、教職員の研修、研究費及び私立幼稚園協会等の運営活動に係る費用を補助することにより、幼児教育の充実を図る。
114	幼稚園等運営資金貸付金	保育課	追加	引き続き、藤沢市私立幼稚園協会及び藤沢市幼児教育協議会に対し、私立幼稚園等の運営の健全性の保持と幼児教育環境の向上を期するため、各会加盟の幼稚園・幼児教育施設の運営資金の貸し付けを行う。	藤沢市幼児教育協議会から希望があり、幼児教育施設の運営の健全性の保持と幼児教育環境の向上を期するため、運営資金の貸し付けを行った。	A	引き続き、藤沢市私立幼稚園協会及び藤沢市幼児教育協議会に対し、私立幼稚園等の運営の健全性の保持と幼児教育環境の向上を期するため、運営資金の貸し付けを行う。

基本目標3 《施策の方向》就学が困難な児童生徒の家庭への経済支援

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
115	就学援助費事業(要保護準要保護児童・生徒援助事業)	学務保健課	追加	教育にかかわる費用の負担軽減のため、国の要綱に基づき、学用品費、給食費、社会見学費、林間臨海学校費、修学旅行費、卒業アルバム購入費、医療費及びめがね購入費などの援助を行う。	藤沢市立小・中学校等に在籍する児童・生徒のうち、経済的理由から就学困難な児童・生徒の保護者に対し、教育に係る費用の負担減のため、国の要綱に基づき、学用品費、給食費、医療費及びめがね購入費等の扶助を行った。 対象者 小学生 3,717人 中学生 2,065人	A	教育にかかわる費用の負担軽減のため、国の要綱に基づき、学用品費、給食費、社会見学費、林間臨海学校費、修学旅行費、卒業アルバム購入費、医療費及びめがね購入費などの援助を行う。
116	特別支援教育就学奨励費事業	学務保健課	追加	教育にかかわる費用の負担を軽減するため、国の要綱などに基づき、学用品費、給食費、社会見学費、林間臨海学校費、修学旅行費、通学費などの補助を行う。	藤沢市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、教育に係る費用の負担を軽減するため、国の法律等に基づき、学用品費や給食費等の扶助を行った。 対象者 167人(小: 111人 中: 56人)	A	教育にかかわる費用の負担を軽減するため、国の要綱などに基づき、学用品費、給食費、社会見学費、林間臨海学校費、修学旅行費・通学費などの補助を行う。

基本目標3 《施策の方向》芸術文化にふれあう機会の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
117	音楽・演劇鑑賞事業	文化芸術課	継続	・ワンコインコンサート:5公演 800人、ゴールデンウィーク:2公演 1,200人 ・こころの劇場:3公演 3,700人	・ワンコインコンサート:5公演 828人、ゴールデンウィーク:2公演 900人 ・こころの劇場:3公演 3,791人	A	・ワンコインコンサート:5公演 800人、ゴールデンウィーク:2公演 1,200人 ・こころの劇場:3公演 4,000人
118	アウトリーチ(音楽の学校訪問)事業	文化芸術課	継続	14校 15回 1,500人	17校 17回 2,750人	A	14校 15回 1,500人

基本目標4 《施策の方向》良質な住宅の確保

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
119	市営住宅	住宅課	継続	・住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で提供する市営住宅の入居募集を行い、ひとり親世帯や多子世帯(18歳未満の子が3人以上)に優遇措置を講じる。 募集時期:1月・7月 ・民間活力の活用により、借上公共市営住宅(2団地36戸)の建設を進め、年度内に新規入居者の募集を行う。	・7月と1月に住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で提供する市営住宅の入居募集を行った。 そのうちひとり親世帯や多子世帯(18歳未満の子が3人以上)に優遇措置を講じた。(計29世帯) ・民間活力の活用により、借上公共市営住宅(1団地36戸)の建設を進め、1月に新規入居者の募集を行った。	A	・住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で提供する市営住宅の入居募集を行う。 募集時期:1月、7月

基本目標4 《施策の方向》良好な自然環境の整備

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
120	緑地保全地区等の拡大	公園みどり課	継続	・緑地保全事業 保存樹林・樹木・生垣の保存指定や市有山林・特別緑地保全地区の維持管理及び有効活用を図ると共に、市民との協働による樹林地の維持管理を進める。 ・緑地取得事業市内に残された貴重な緑地を保全するため、みどり基金による用地取得を検討していく。	・緑地保全事業 保存樹林・樹木・生垣の保存指定や市有山林・特別緑地保全地区の維持管理及び有効活用を図ると共に、市民との協働による樹林地の維持管理を進めた。 ・緑地取得事業市内に残された貴重な緑地を保全するため、みどり基金による用地取得を検討した(平成25年度取得予定)。	A	・緑地保全事業 保存樹林・樹木・生垣の保存指定や市有山林・特別緑地保全地区の維持管理及び有効活用を図ると共に、市民との協働による樹林地の維持管理を進める。 ・緑地取得事業市内に残された貴重な緑地を保全するため、みどり基金による用地取得を進める。 緑地取得 川名緑地
121	緑化推進運動	公園みどり課	継続	・緑化推進啓発活動 1 緑に関するポスター・学校花だん等のコンクールの実施、及び入賞者の発表の場として緑と花いっぱい推進の集いを開催し、緑化の普及啓発を行う。 2 公共施設への植え付けを行う。(公共施設30箇所) 3 自然観察会の実施やガイド等のパンフレットを発行し、普及啓発を行う。	・緑化推進啓発活動 1 緑に関するポスター・学校花だん等のコンクールの実施、及び入賞者の発表の場として緑と花いっぱい推進の集いを開催し、緑化の普及啓発を行った。 2 公共施設への植え付けを行った。(公共施設30箇所) 3 自然観察会の実施やガイド等のパンフレットを発行し、普及啓発を行った。	A	・緑化推進啓発活動 1 緑に関するポスター・学校花だん等のコンクールの実施、及び入賞者の発表の場として緑と花いっぱい推進の集いを開催し、緑化の普及啓発を行う。 2 公共施設への植え付けを行う。(公共施設17箇所) 3 自然観察会の実施やガイド等のパンフレットを発行し、普及啓発を行う。

基本目標4 《施策の方向》安心して遊べる公園・広場等の整備

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
122	公園・広場等の拡大	公園みどり課	継続	・公園新設事業 緑のオープンスペースとしての公園を、潤いと安らぎを与え、生き生きと集える、市民の憩いの場として整備を進める。 対象:市民 公園整備:舟地藏公園及び大庭城址公園遊具の改修を行う。 ・緑の広場設置事業 地域に散在する空閑地を緑の広場として借地し、地域住民の憩いの場とする。 緑の広場数:142箇所	・公園新設事業 緑のオープンスペースとしての公園を、潤いと安らぎを与え、生き生きと集える、市民の憩いの場として整備を進めた。 対象:市民 公園整備:舟地藏公園、大庭城址公園及び柄沢公園の遊具改修を行った。 ・緑の広場設置事業 地域に散在する空閑地を緑の広場として借地し、地域住民の憩いの場とした。 緑の広場数:135箇所	A	・公園新設事業 緑のオープンスペースとしての公園を、潤いと安らぎを与え、生き生きと集える、市民の憩いの場として整備を進める。 対象:市民 公園整備:外原公園、南山公園及び伊勢山緑地の拡張工事を行う。 村岡城址公園他16公園の遊具改修を行う。 ・緑の広場設置事業 地域に散在する空閑地を緑の広場として借地し、地域住民の憩いの場とする。 緑の広場数:117箇所
123	安全な遊び場をめざした地域との連携	公園みどり課	継続	・公園愛護会育成事業 街区公園等の管理(清掃・除草等)を地域住民の協力を得て行うため、公園愛護会(市民により構成される団体)の設立を奨励し、地域による公園の自主管理組織を育成する。 対象:公園愛護会及び公園愛護会が設立されていない公園の近隣自治会 補助内容:公園愛護会交付金を13地区で設立された愛護会連絡協議会にまとめて交付。各愛護会への交付など、使い方については各地区の連絡協議会で議論・調整する。前年に引き続き、公園愛護会アドバイザー養成講座を開催し、アドバイザー的な役割を担う人材の育成に努める。	・公園愛護会育成事業 街区公園等の管理(清掃・除草等)を地域住民の協力を得て行うため、公園愛護会(市民により構成される団体)の設立を奨励し、地域による公園の自主管理組織を育成した。 対象:公園愛護会及び公園愛護会が設立されていない公園の近隣自治会 補助内容:公園愛護会交付金を13地区毎で設立された愛護会協議会に交付。各愛護会への交付など、使い方については各地区の連絡協議会で議論・調整した。公園愛護会アドバイザー養成講座を開催し、アドバイザー的な役割を担う人材の育成に努めた。	A	・公園愛護会育成事業 街区公園等の管理(清掃・除草等)を地域住民の協力を得て行うため、公園愛護会(市民により構成される団体)の設立を奨励し、地域による公園の自主管理組織を育成する。 対象:公園愛護会及び公園愛護会が設立されていない公園の近隣自治会 補助内容:公園愛護会交付金を13地区毎で設立された愛護会協議会に交付。各愛護会への交付など、使い方については各地区の連絡協議会で議論・調整する。前年に引き続き、公園愛護会アドバイザー養成講座を開催し、アドバイザー的な役割を担う人材の育成に努める。
124	自然を生かしたスポーツ・レクリエーション広場の設置	スポーツ推進課	継続	野球場増設の早期完成に向けて地元との調整を継続。 野球場設置箇所 平成24年度 8箇所→9箇所を目標	野球場設置箇所 平成24年度 8箇所	C	ビーチレクリエーションゾーンの運営を財団が行うことにより、ビーチスポーツの普及・拡大を図る。

基本目標4 《施策の方向》安全に歩行できる歩道の確保

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
125	歩行空間等整備事業	道路整備課	統合	誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境の整備をはかる。 歩道整備延長 L=180m(中学通り線) L=140m(湘南台297号線) L=170m(藤沢駅辻堂駅線) L=170m(戸中橋通り線)	誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境の整備をはかった。 歩道整備延長 L=180m(中学通り線) L=140m(湘南台297号線) L=170m(藤沢駅辻堂駅線) L=170m(戸中橋線)の実施	A	誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境の整備をはかる。 歩道整備延長 L=150m(中学通り線) L=80m(湘南台297号線) L=120m(藤沢駅辻堂駅線) L=100m(戸中橋線)
126	藤沢市道路特定事業計画の推進	道路整備課	継続	六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき道路特定事業を実施する。	六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき道路特定事業を実施した。 整備延長 L=230m(六会駅東口通り線) の実施	A	六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき道路特定事業を実施する。 整備予定延長 L=43m(六会1号線) L=320m(六会駅西口通り線)

基本目標4 《施策の方向》公共施設・公共交通機関・建築物等のバリアフリー化

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
127	公共施設のバリアフリー化	公共建築課	継続	公共建築課では、 ①「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」を活用し、よりきめ細やかな対応のユニバーサルデザインを目指す。 ②関係各課への「マニュアル」周知を強め、予算見積時期に先駆け要請を行い、バリアフリー化予算を確保するよう促していく。	公共建築課では、予算の範囲で求められる条件のもとで対象となる工事として ①遠藤第二住宅外壁等改修工事では、階段手摺設置に伴い高齢者などが使いやすい変形手摺を23年度に続いて採用した。 ②小学校(4校)・中学校(1校)のトイレ改修工事では床の段差解消等バリアフリー化を施し、みんなのトイレも2校に設置してオストメイト対応を行った。 ③本町小学校グラウンド等整備工事では、屋外トイレ・スロープもバリアフリー化を施し、、屋外トイレにみんなのトイレを設置してオストメイト対応を行った。	A	公共建築課では、 ①「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」を活用し、よりきめ細やかな対応のユニバーサルデザインを目指す。 ②関係各課への「マニュアル」周知を強め、予算見積時期に先駆け要請を行い、バリアフリー化予算を確保するよう促していく。

基本目標4 《施策の方向》子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
128	交通安全運動	防犯交通安全課	継続	・春秋の全国交通安全運動期間及び交通安全日において登園、登校時の児童、生徒に対して街頭指導を行う。 春・秋全国交通安全運動期間における街頭指導 6日間(春・3日間、秋・3日間) 交通安全日(毎月1日及び15日)における街頭指導 20日間 ・四季の交通安全運動時における啓発チラシの配布 42,000枚 ※チラシには子どもの交通安全確保に関する啓発事項を、複数の交通安全啓発項目のうちの一つとして記載	・春秋の全国交通安全運動期間及び交通安全日において登園、登校時の児童、生徒に対して街頭指導を行う。 春・秋全国交通安全運動期間における街頭指導 6日間(春・3日間、秋・3日間) 交通安全日(毎月1日及び15日)における街頭指導 20日間 ・四季の交通安全運動時における啓発チラシの配布 42,000枚 ※チラシには子どもの交通安全確保に関する啓発事項を、複数の交通安全啓発項目のうちの一つとして記載	A	・春秋の全国交通安全運動期間及び交通安全日において登園、登校時の児童、生徒に対して街頭指導を行う。 春・秋全国交通安全運動期間における街頭指導 6日間(春・3日間、秋・3日間) 交通安全日(毎月1日及び15日)における街頭指導 20日間 ・四季の交通安全運動時における啓発チラシの配布 42,000枚 ※チラシには子どもの交通安全確保に関する啓発事項を、複数の交通安全啓発項目のうちの一つとして記載
129	交通安全教育・指導	防犯交通安全課	継続	・交通安全教室の開催回数及び対象人数 幼稚園、保育園 45回 8,000人 小学校 50回 7,500人 ・交通安全地域指導者研修会 (随時) ・交通安全幼児教育担当者研修会 (随時)	・交通安全教室の開催回数及び対象人数 幼稚園、保育園 66回 8,393人 小学校 52回 6,681人 ・交通安全地域指導者研修会 (1回) ・交通安全幼児教育担当者研修会 (1回)	A	・交通安全教室の開催回数及び対象人数 幼稚園、保育園 45回 8,000人 小学校 50回 7,500人 ・交通安全地域指導者研修会 (随時) ・交通安全幼児教育担当者研修会 (随時)
130	チャイルド(ベビー)シート着用の啓発	防犯交通安全課	継続	・四季の交通安全運動時における啓発チラシの配布 42,000枚 ※チラシにはチャイルドシート着用に関する啓発事項を、複数の交通安全啓発項目のうちの一つとして記載 ・交通安全パネル展開催	・四季の交通安全運動時における啓発チラシの配布 42,000枚 ※チラシにはチャイルドシート着用に関する啓発事項を、複数の交通安全啓発項目のうちの一つとして記載 ・交通安全パネル展開催	A	・四季の交通安全運動時における啓発チラシの配布 42,000枚 ※チラシにはチャイルドシート着用に関する啓発事項を、複数の交通安全啓発項目のうちの一つとして記載 ・交通安全パネル展開催
131	通学路の指定	学務保健課	継続	児童生徒の登下校中の安全確保のため、通学路の指定及び通学路に面した箇所の宅地などの開発業者への指導を実施する。	通学路の指定及び通学路に面した箇所の宅地などの開発業者への指導を実施することができた。	A	児童生徒の登下校中の安全確保のため、通学路の指定及び通学路に面した箇所の宅地などの開発業者への指導を実施する。

基本目標4 《施策の方向》子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
132	防犯ブザーの貸出し、配布	防犯交通安全課	継続	市民センター及び公民館と市民自治推進課では通年で対応し、駅頭での防犯街頭キャンペーンにおいては年2回対応する。また、コンビニエンスストアと連携した安心みまもりステーション等での無料貸出しを継続する。平成23年度実績(528個)を踏まえて年間600個を目標とする。	通年で市民センター及び公民館と市民自治推進課、年2回駅頭での防犯街頭キャンペーンにおいて、また、コンビニエンスストアと連携した安心みまもりステーション等での無料貸出しを継続して行った。 防犯ブザーの無料貸出し 対象:市民その他 貸出数量:349個	C	市民センター及び公民館と市民自治推進課では通年で対応し、駅頭での防犯街頭キャンペーンにおいては年2回対応している。また、コンビニエンスストアと連携した安心みまもりステーション等での無料貸出しを継続する。平成24年度実績(349個)を踏まえて年間400個を目標。
133	パトロール活動への積極的な支援	防犯交通安全課	継続	市内14地区411団体の地区パトロール隊及び防犯ボランティア団体に対して、防犯パトロールの強化及び充実した防犯活動を推進する一助とするため、パトロール用等の防犯用品を配布するなど積極的に支援する。配布品は、ベスト、帽子、防犯灯等の防犯用品で、平成23年度実績(248万円)を踏まえて、260万円相当の防犯用品の支援を目標とする。	市内14地区330団体の地区パトロール隊及び防犯ボランティア団体に対して、防犯パトロールの強化及び充実した防犯活動を推進するため、パトロール用等の防犯用品を配布するなど積極的に支援した。 防犯パトロール団体(平成24年度) ・地区パトロール団体 団体数:14地区 294団体 7,932人 ・ボランティア団体 団体数:36団体 4,153人 ・配布品 ベスト、帽子、誘導灯等 2,702,812円	A	市内14地区330団体の地区パトロール隊及び防犯ボランティア団体に対して、防犯パトロールの強化及び充実した防犯活動を推進する一助とするため、パトロール用等の防犯用品を配布するなど積極的に支援する。配布品は、ベスト、帽子、防犯灯等の防犯用品で、平成24年度実績(270万円)を踏まえて、280万円相当の防犯用品の支援を目標。
134	犯罪防止の環境づくり	防犯交通安全課	継続	夜間の通行の安全確保と地域の犯罪抑止のために、自治(町内)会から要望があった防犯灯の設置に努めると共に、自治(町内)会が安全確保の目的で公共空間を撮影する防犯カメラを設置する場合に、その費用の一部を補助する。防犯灯は400灯設置、防犯カメラは3団体補助、10台設置を目標とする。	夜間の通行の安全確保と地域の犯罪抑止のために、自治(町内)会から要望があった防犯灯の設置に努めると共に、自治(町内)会が安全確保の目的で公共空間を撮影する防犯カメラを設置する場合に、その費用の一部を補助した。 防犯灯設置補助 設置灯数:平成23年度・31,133灯、平成24年度新規設置・207灯、計31,340灯 防犯カメラ設置補助 設置自治会数:3団体 台数:39台	A	夜間の通行の安全確保と地域の犯罪抑止のために、自治(町内)会から要望があった防犯灯の設置に努めると共に、自治(町内)会が安全確保の目的で公共空間を撮影する防犯カメラを設置する場合に、その費用の一部を補助する。防犯灯は400灯設置、防犯カメラは3団体補助、10台設置を目標。

基本目標4 《施策の方向》子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
135	こども110番の実施	防犯交通安全課	継続	子どもたちが犯罪や不審者などから避難する緊急避難場所として、主に昼間在宅されている宅や店舗に「こども110番」の看板掲示を依頼し、子どもたちの安全安心の確保の事業を推進する。平成23年度末で4,927件の登録があり、年間100件新規登録を目標とする。	子どもたちが犯罪や不審者などから避難する緊急避難場所として、主に昼間在宅されている宅や店舗に「こども110番」の看板掲示を依頼し、子どもたちの安全安心の確保の事業を推進した。 平成24年度末こども110番登録数:5,108人 平成24年度登録数 181人	A	子どもたちが犯罪や不審者などから避難する緊急避難場所として、主に昼間在宅されている宅や店舗に「こども110番」の看板掲示を依頼し、子どもたちの安全安心の確保の事業を推進する。平成24年度末で5,108件の登録があり、年間100件新規登録を目標。
136	関係機関との連携強化	防犯交通安全課	継続	藤沢・藤沢北警察署と連携して市民へ身近な犯罪発生情報を提供するとともに、各地区防犯協会等と連携して防犯パトロール活動の強化・充実を図る。市内の刑法犯認知件数について前年度比5%減少を目標とする。 前年～4,288件 目標値～4,074件	藤沢・藤沢北警察署と連携して市民へ身近な犯罪発生情報を提供するとともに、各地区防犯協会等と連携して防犯パトロール活動の強化・充実を図った。 平成24年市内犯罪認知件数 3,786件(平成23年件数4,288件、前年比-11.7%)	A	藤沢・藤沢北警察署と連携して市民へ身近な犯罪発生情報を提供するとともに、各地区防犯協会等と連携して防犯パトロール活動の強化・充実を図る。市内の刑法犯認知件数を前年度比5%減少を目標。 前年～3,786件 目標値～3,597件
137	非行防止活動の推進	子ども青少年育成課	継続	警察・青少年関係機関・関係団体等と連携し、街頭指導活動をととして、青少年の犯罪や非行に走らせない社会づくりを、市民全体で取り組む活動を推進。また地域のパトロール活動団体の人材育成に取り組む。 街頭指導実施回数 1,200回	市内警察・青少年関係機関・関係団体等と連携し、7月・12月・3月の街頭キャンペーンを実施。同様に、夏期夜間街頭パトロールも7・8月に12回実施した。 街頭指導実施回数 1,157回	A	警察・青少年関係機関・関係団体等と連携し、街頭指導活動をととして、青少年の犯罪や非行に走らせない社会づくりを、市民全体で取り組む活動を推進。また地域のパトロール活動団体の人材育成に取り組む。 街頭指導実施回数 1,200回

基本目標5 《施策の方向》多様な働き方への支援

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
138	新しい仕事づくりの情報提供	人権男女共同参画課	継続	・「男女共同参画週間」(6月23日から29日)における啓発活動:年間1回 ・情報紙「かがやけ地球」の発行:年4回(6月・9月・1月・3月)1回につき5,000部発行 ・ホームページを活用し、男女行動参画の視点に基づいた就労に際する情報の提供を行う。	「男女共同参画週間」(6月23日から29日)に、ワーク・ライフ・バランスに関するパネル展を市役所新館1階ロビーにて開催した。 情報紙「かがやけ地球」を年4回(6月・9月・1月・3月)、1回につき5,000部を発行し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供を行った。	A	・「男女共同参画週間」(6月23日から29日)における啓発活動:年間1回 ・情報紙「かがやけ地球」の発行:年4回(6月・9月・1月・3月)1回につき5,000部発行 ・ホームページを活用し、男女行動参画の視点に基づいた就労に際する情報の提供を行う。
139	就労支援体制の充実	産業労働課	継続	・藤沢しごと相談システム運営(就労支援・無料職業紹介・求人開拓事業)事業における個別カウンセリング実施人数:目標180人	・藤沢しごと相談システム運営(就労支援・無料職業紹介・求人開拓事業)事業における個別カウンセリング実施人数:169人	A	・ユースワークふじさわ運営(若年者対象就労支援)事業における個別カウンセリング実施人数:目標140人

基本目標5 《施策の方向》両立のための体制整備

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
140	働きやすい環境づくりに向けた啓発	産業労働課	継続	・広報紙「勤労ふじさわ」の送付事業所数:目標750事業所	「勤労ふじさわ」送付事業所数:790事業所 月1回計12回発行、送付	A	「勤労ふじさわ」(月1回計12回発行)の送付事業所数:目標800事業所
141	雇用環境の整備	産業労働課	継続	・労働相談事業PR用チラシの作成と、関係機関への配布:目標3ヶ月に1回、920枚配布	労働相談事業PRチラシを作成し、関係機関や街頭労働相談時に計970枚配布した。	A	労働相談事業については、年間100日実施。 街頭労働相談会については、年間2日実施。 また、労働相談のPR:チラシの配布550枚、広報ふじさわ、勤労ふじさわ等の広報紙への掲載:3回。
142(5)	放課後児童健全育成事業【再掲】	子ども青少年育成課	継続	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、児童クラブの運営の充実を図る。 ・児童クラブ設置数 45カ所 ・定員 3,018人	H23年度末に社会福祉法人が運営する1児童クラブが廃止し、45児童クラブで事業を実施した。 ・児童クラブ設置数 45カ所 ・定員 3,018人	A	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、児童クラブの運営の充実を図る。 平成27年度から施行予定の子ども・子育て新制度では小学6年生までが事業の対象となることから、ニーズを把握するための需要調査を実施する。 ・児童クラブ設置数 45カ所 ・定員 3,018人
143	保育サービスの充実(「第1章 3 保育サービスの充実」に掲げる事業)	保育課	継続	引き続き、保育所の定員枠の拡大により、入所児童数の拡充に努めるとともに、保育所すべてにおいて延長保育を実施するなど、保育需要に応じた保育サービスの提供に努める。	引き続き、保育所の定員枠の拡大により、入所児童数の拡充に努めるとともに、保育所すべてにおいて延長保育を実施するなど、保育需要に応じた保育サービスの提供に努めた。	A	引き続き、保育所の定員枠の拡大により、入所児童数の拡充に努めるとともに、保育所すべてにおいて延長保育を実施するなど、保育需要に応じた保育サービスの提供に努める。

基本目標5 《施策の方向》両立のための体制整備

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
144(16)	ファミリー・サポート・センター事業の充実【再掲】	子ども家庭課	継続	・「まかせて会員」の増員を含めた充実を図るため、研修会3回実施	・新たな「まかせて会員」を対象とした研修会を3回実施 ・25年3月末現在「まかせて会員」787人「どちらも会員」437人 「おねがい会員」4, 552人、活動件数10, 418件	A	・「まかせて会員」の増員を含めた充実を図るため、研修会を3回実施する。
145(17)	トワイルトステイ事業の推進【再掲】	子ども家庭課	新規	・1か所の開設	実施施設1カ所です平成24年10月から事業を開始した。 利用回数 12回	A	・利用回数を45回にする。
146(18)	ショートステイ事業の推進【再掲】	子ども家庭課	新規	・1か所の開設	実施施設1カ所です平成24年10月から事業を開始した。 利用日数 35回	A	・利用日数を75日にする。
147	事業主行動計画の策定の推進	(人権男女共同参画課)・産業労働課	新規	・共生社会推進課で発行している「かがやけ地球」を通して、引き続き、ワーク・ライフ・バランスや子育て支援についての啓発記事等を掲載していく。 ・情報紙「かがやけ地球」の発行:年4回(6月・9月・1月・3月)1回につき5,000部発行	・共生社会推進課で発行した「かがやけ地球」を通して、ワーク・ライフ・バランスや子育て支援についての啓発記事等を掲載した。 ・情報紙「かがやけ地球」の発行:年4回(6月・9月・1月・3月)1回につき5,000部を発行した。	A	・共生社会推進課で発行している「かがやけ地球」を通して、引き続き、ワーク・ライフ・バランスや子育て支援についての啓発記事等を掲載していく。 ・情報紙「かがやけ地球」の発行:年4回(6月・9月・1月・3月)1回につき5,000部発行。 ・産業労働課で発行している「勤労ふじさわ」を通じて、ワーク・ライフ・バランスや子育て支援についての啓発記事等を掲載していく。 ・「勤労ふじさわ」への掲載:年4回、1回につき800部発行。
148	各企業等での子育て支援等に関する取り組みの顕彰・紹介	(人権男女共同参画課)・産業労働課	新規	継続的に「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」を開催し、参加団体の拡大を含めたワーク・ライフ・バランスの浸透を図る。	昨年度に引き続き、「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」を開催し、「ふじさわワーク・ライフ・バランス宣言」を作成し、広報ふじさわによる周知を行った。	A	継続的に「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」を開催し、ワーク・ライフ・バランスの浸透を図る。

基本目標6 《施策の方向》要保護・要支援児童への支援の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
149	児童虐待防止ネットワークの充実	子ども家庭課	継続	・藤沢市要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見、発生後の迅速かつ適切な対応を行う。 個別ケース検討会議開催 115回、相談終了となった割合 50%	・藤沢市要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見、発生後の迅速かつ適切な対応を行った。 個別ケース検討会議開催 87回、相談終了となった割合 69. 2%	B	・藤沢市要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見、発生後の迅速かつ適切な対応を行う。 個別ケース検討会議開催 100回、相談終了となった割合 60%
150	子育て総合相談の充実	子ども家庭課	継続	・子育てや、子ども・青少年に関する様々な相談を受け、専門的な助言・指導を行う。 新規児童虐待件数 300件、その他相談 500件	・子育てに関する様々な相談を受け、保護者の不安や負担感を軽減することにより、児童虐待の予防を図った。 新規児童虐待相談 334件、その他相談 496件 (事業No.10の事業を統合)	A	・子育てや、子ども・青少年に関する様々な相談を受け、専門的な助言・指導を行う。 新規児童虐待件数 350件、その他相談 500件
151	養育支援訪問事業	子ども家庭課	追加	・対象家庭に対して、支援を行うことにより、安定した養育の確保を図る。 ・保健師・保育士等による養育に関する専門的指導及び助言等の支援:20世帯、200回 ・ヘルパー派遣による家事・育児の援助:18世帯、550回	・子どもの養育について支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等の訪問による指導・助言やヘルパー派遣による支援を行った。 ・保健師・保育士等による養育に関する専門的指導及び助言等の支援10世帯、152回 ・ヘルパー派遣による家事・育児の援助 9世帯、110回	B	・対象家庭に対して、支援を行うことにより、安定した養育の確保を図る。 ・保健師・保育士等による養育に関する専門的指導及び助言等の支援:20世帯、200回 ・ヘルパー派遣による家事・育児の援助:18世帯、550回

基本目標6 《施策の方向》児童虐待防止対策の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
152	地域の情報化とネットワーク化	福祉総務課	継続	情報交換・事例検討会 年3回開催	情報交換・事例検討会(児相・子ども青少年相談課・子ども健康課)を4回実施できた	A	情報交換・事例検討会 年4~5回実施

基本目標6 《施策の方向》悩みや問題を抱える青少年への相談体制の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
153	青少年相談活動の充実	子ども家庭課	継続	・平成24年度は「子育て総合相談の充実」(事業No. 150)として対応を行う。	・平成24年度から「子育て総合相談の充実」(事業No. 150)に統合して対応した。	A	・「子育て総合相談の充実」(事業No. 150)において対応。

基本目標6 《施策の方向》ひとり親家庭等への相談支援体制の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
154	母子自立支援員による相談	子育て給付課	継続	・母子及び寡婦福祉法に基づき、母子自立支援員を配置し母子及び寡婦、父子家庭等のひとり親家庭の日常生活や子育て、経済的支援についての相談に応じ、必要な情報提供をする。 相談延べ件数 2,700件 ・母子しごと応援プログラム策定事業については、国の「福祉から就労支援事業」と連携し、母子家庭に対する就労支援を行う。策定件数10件	母子及び寡婦福祉法に基づき、母子自立支援員を配置し母子及び寡婦、父子家庭等のひとり親家庭の日常生活や子育て、県の貸付制度等についての相談に応じ、必要な情報提供をした。 ○相談延べ件数 2,536件 ハローワーク、県と連携し、個々の状況に応じた個別支援プログラムを作成し支援を行った。 ○策定件数 1件	B	母子及び寡婦福祉法に基づき、母子自立支援員を配置し母子及び寡婦、父子家庭等のひとり親家庭の日常生活や子育て、県の貸付制度等についての相談を行い、丁寧な対応を心がけるとともに、県との連携による就労支援を行う。
155	ひとり親家庭日常生活支援事業	子育て給付課	統合	・児童扶養手当受給世帯及び、それに準ずるひとり親世帯のうち、義務教育終了前の児童がいる家庭に対し家事・育児支援のための支援員を派遣する。20世帯	義務教育終了前の児童を養育し、一時的に家事・育児等の支援を必要とするひとり親家庭に対し、その負担の軽減を図るため、支援員を派遣した。 ○児童扶養手当受給世帯 2,515世帯 ○利用登録世帯 48世帯 ○利用世帯 11世帯	B	義務教育終了前の児童を養育し、一時的に家事・育児等の支援を必要とするひとり親家庭に対し、その負担の軽減を図るため、支援員を派遣する。また、児童扶養手当の現況届時には制度利用について周知を行う。

基本目標6 《施策の方向》ひとり親家庭等への経済的支援

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
156	母子寡婦福祉資金	子育て給付課	継続	経済的支援の必要な母子・寡婦家庭に対し、県が実施する貸付金や助成制度を案内し、申請を受ける。	経済的支援の必要な母子・寡婦家庭に対し、県の貸付制度を案内し、申請を受けた。	A	経済的支援の必要な母子・寡婦家庭に対し、県の貸付制度を案内し、申請を受ける。
157	児童扶養手当の給付	子育て給付課	継続	父又は母と生計を同じくしていない18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童を監護している母又は父及び養育者の所得に応じて児童扶養手当を支給する。 延べ支給対象児童予定数 44,341人 支給見込額 1,168,990,000円	父又は母と生計を同じくしていない18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童を監護している母又は父及び養育者に対し、その所得に応じて児童扶養手当を支給した。 ○延べ支給対象児童数 45,413人 ○支給額 1,135,321,550円	A	父又は母と生計を同じくしていない18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童を監護している母又は父及び養育者に対し、その所得に応じて児童扶養手当を支給する。 ○延べ支給対象児童見込数 45,252人 ○支給予定額 1,179,000,000円
158	ひとり親家庭等医療費助成	子育て給付課	継続	母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもの養育者家庭における医療費を助成することにより、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る。 ○年間延べ対象者数 73,513人 ○年間助成件数 85,413件 ○年間助成額 226,591,000円	母子・父子家庭、父母のいない子どもを養育している養育者家庭などの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進をはかるため、医療費の助成を行った。 ○年間延べ対象者数 70,855人 ○年間助成件数 81,840件 ○年間助成額 220,995,794円	A	母子・父子家庭、父母のいない子どもを養育している養育者家庭における医療費を助成することにより、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進をはかる。 ○年間延べ対象者数 72,442人 ○年間助成件数 87,255件 ○年間助成額 238,224,000円

基本目標6 《施策の方向》ひとり親家庭等への自立・就業支援

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
159(154)	母子自立支援員による相談【再掲】	子育て給付課	継続	・母子及び寡婦福祉法に基づき、母子自立支援員を配置し母子及び寡婦、父子家庭等のひとり親家庭の日常生活や子育て、経済的支援についての相談に応じ、必要な情報提供をする。相談延べ件数 2,700件を目標とする。 ・母子しごと応援プログラム策定事業については、国の「福祉から就労支援事業」と連携し、母子家庭に対する就労支援を行う。策定件数 10件を目標とする。	母子及び寡婦福祉法に基づき、母子自立支援員を配置し母子及び寡婦、父子家庭等のひとり親家庭の日常生活や子育て、県の貸付制度等についての相談に応じ、必要な情報提供をした。 ○相談延べ件数 2,536件 ハローワーク、県と連携し、個々の状況にあった個別支援を計画する、母子しごと応援プログラム策定事業により母子家庭に対する就労支援を行った。 ○策定件数 1件	B	母子及び寡婦福祉法に基づき、母子自立支援員を配置し母子及び寡婦、父子家庭等のひとり親家庭の日常生活や子育て、県の貸付制度等についての相談を行い、丁寧な対応を心がけるとともに、県との連携による就労支援を行う。
160	自立支援教育訓練給付金	子育て給付課	継続	母子家庭の母が厚生労働省指定の1ヶ月以上1年未満の講座を受講した場合受講料の助成として自立支援教育訓練給付金を支給する。 雇用保険給付制度未利用者(受講料の50%) 10人 支給見込額 450,000円 雇用保険給付制度利用者(受講料の30%) 10人 支給見込額 270,000円	母子家庭の母が厚生労働省指定の教育訓練(1カ月以上1年未満)を受講した場合、講座受講料の一部として自立支援教育訓練給付金を支給した。 ○雇用保険給付制度未利用者(受講料の50%) 11人 支給額 680,692円 ○雇用保険給付制度利用者(受講料の30%) 9人 支給額 275,250円	A	母子家庭の母及び父子家庭の父が厚生労働省指定の教育訓練(1カ月以上1年未満)を受講する場合、講座受講料の一部として自立支援教育訓練給付金を支給する。 ○雇用保険給付制度未利用者(受講料の50%) 10人 支給見込額 450,000円 ○雇用保険給付制度利用者(受講料の30%) 6人 支給見込額 162,000円
161	高等技能訓練促進給付金	子育て給付課	継続	母子家庭の母が経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進給付金を支給する。また修業が修了した場合入学支援修了一時金を支給する。 高等技能訓練促進給付金 32人 支給見込額 51,888,000円 入学支援修了一時金 6人 支給見込額 300,000円	母子家庭の母が経済的自立に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合、その修業中の経済的負担を軽減するため、高等技能訓練促進給付金を支給した。また訓練が修了した後に、入学支援修了一時金を支給した。 ○高等技能訓練促進給付金 受給者数 22人 支給額 33,676,000円 ○入学支援修了一時金 受給者数 5人 支給額 250,000円	A	母子家庭の母及び父子家庭の父が経済的自立に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合、その修業中の経済的負担を軽減するため、高等技能訓練促進給付金を支給する。また訓練が修了した後に、入学支援修了一時金を支給する。 ○高等技能訓練促進給付金 受給者見込数 24人 支給見込額 32,727,000円 ○入学支援修了一時金 受給者見込数 10人 支給見込額 500,000円
162	母子生活支援施設の充実	子育て給付課	継続	入所世帯に対しては、引き続き自立相談や就労相談等を行い、自立に向けた支援を継続する。 入所世帯 5世帯	母子生活支援施設の維持管理及び母子相談等により入所世帯の自立に向けた支援を行った。 ○入所世帯 4世帯	B	入所世帯に対しては、引き続き自立相談や就労相談等を行い、自立に向けた支援を継続する。 ○入所世帯 3世帯

基本目標6 《施策の方向》障がい児や発達に支援が必要な子どもの一貫した支援

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
163	こども発達相談の充実	子ども家庭課	継続	・発達心配される未就学児童に関する相談を受け、必要に応じ評価・経過観察を行う。 相談件数 650件 ・巡回保育相談を拡大し、幼稚園・保育園等の職員を対象とした巡回研修支援を行う。 サポート巡回回数 44回	・発達心配される未就学児童に関する相談を受け、必要に応じ評価・経過観察を行った。 相談件数 714件 ・巡回保育相談を拡大し、幼稚園・保育園等の職員を対象とした巡回研修支援を行った。 サポート巡回回数 54回	A	・発達心配される未就学児童に関する相談を受け、必要に応じ評価・経過観察を行う。 相談件数 650件 ・巡回保育相談を拡大し、幼稚園・保育園等の職員を対象とした巡回研修支援を行う。 サポート巡回回数 38回、巡回コンサルテーション 10回
164	こども発達支援ネットワークの推進(障がい児保育事業の実施)	子ども家庭課	継続	・障がい児の福祉の増進をはかるため、幼稚園・保育園等で特別支援保育を実施する。 実施回数 31回 ・障がい児や特別な支援を必要とする子ども達がライフステージに応じた一貫した支援が受けられるよう関係機関が情報共有するためのサポートファイルを配布する。 配布冊数 200冊	・障がい児の福祉の増進を図るため、幼稚園・保育園等で特別支援保育を実施した。 実施回数 36回 ・障がい児や特別な支援を必要とする子ども達がライフステージに応じた一貫した支援が受けられるよう関係機関が情報共有するためのサポートファイルを配布した。 配布冊数 121冊	B	・障がい児の福祉の増進を図るため、幼稚園・保育園等で特別支援保育を実施する。 実施回数 32回が目標。 ・障がい児や特別な支援を必要とする子ども達がライフステージに応じた一貫した支援が受けられるよう関係機関が情報共有するためのサポートファイルを配布する。 配布冊数 200冊
165(102)	特別支援教育の充実【再掲】	教育指導課	継続	・特別支援教育協議会 4回 ・アセスメント研修会 3回 ・特別支援教育スーパーバイザーの派遣 12回 ・通級指導学級開設の準備 小学校2校 ・特別支援学級及び特別支援学校在籍児童のための体育館解放 33回	・特別支援教育協議会 4回 ・アセスメント研修会 3回 ・特別支援教育スーパーバイザーの派遣 12回 ・通級指導学級開設 小学校2校 ・特別支援学級及び特別支援学校在籍児童のための体育館解放 33回	A	・特別支援教育協議会 4回 ・アセスメント研修会 3回 ・特別支援教育スーパーバイザーの派遣 12回 ・特別支援学級の開設準備 1校 ・特別支援学級及び特別支援学校在籍児童のための体育館解放 32回

基本目標6 《施策の方向》障がい児が地域で安心して育つための施策の充実

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
166	障がい福祉サービス	障がい福祉課	継続	国の動向をふまえ「藤沢市障がい福祉計画2014」を策定し、地域の基盤整備を行うと共に、その家庭への支援を充実し、福祉の増進をめざす。 児童福祉法等の改正により、障がい児通園支援について「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」に再編され利用促進を図る。 目標 児童発達支援 170人 放課後等デイサービス 400人 短期入所 60人 居宅介護等 40人 移動支援 130人 日中一時支援 96人	国の動向をふまえ「藤沢市障がい福祉計画2014」を策定し、地域の基盤整備を行うと共に、その家庭への支援を充実し、福祉の増進をめざした。 「児童福祉法」等の改正により、障がい児通園支援について「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」に再編され利用促進を図った。 実績 児童発達支援 200人 放課後等デイサービス 363人 短期入所 54人 居宅介護 37人 移動支援 139人 日中一時支援 226人	A	国の動向をふまえ「藤沢市障がい福祉計画2014」を策定し、地域の基盤整備を行うと共に、その家庭への支援を充実し、福祉の増進をめざす。 児童福祉法等の改正により、障がい児通園支援について「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」に再編され利用促進を図る。 目標 児童発達支援 170人 放課後等デイサービス 400人 短期入所 60人 居宅介護 40人 移動支援 130人 日中一時支援 200人
167	特別児童扶養手当の給付(経由事務)	子育て給付課	継続	政令に定める程度以上の障がいにある20歳未満の児童の養育者に対して、児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給するための受付を行う。(認定及び支給は県) 受給権者見込数 551人	政令に定める程度以上の障がいにある20歳未満の児童の養育者に対して、児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給するための受付を行った。(認定及び支給は県) ○受給権者数 555人	A	政令に定める程度以上の障がいにある20歳未満の児童の養育者に対して、児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給するための受付を行う。(認定及び支給は県) 受給権者見込数 561人
168(73)	育成医療(経由事務)【再掲】	子育て給付課	追加	障がい児(身体に障がいのあるもの)の健全な育成をはかるため、当該障がい児に対して行われる生活の能力を得るために必要な医療費の給付に関する手続の経由事務を行う。	障がい児(身体に障がいのあるもの)の健全な育成をはかるため、当該障がい児に対して行われる生活の能力を得るため、県知事に対し医療給付に関する手続の経由事務を行った。 ○送付件数 25件	A	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴い、平成25年度から県より育成医療の認定及び支給事務がすべての市町村に権限移譲されたことにより、市において医療の給付を行う。 ○受給者見込人数 38人 ○年間受診見込件数 196件 ○年間助成予算額 4,222,000円
169(47)	障がい者等医療費助成事業【再掲】	保健医療総務課	継続	障がい児の医療にかかる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図る。	障がい者等医療証を交付している障がい児の医療にかかる保険診療の自己負担分について助成し、保健の向上と福祉の増進を図った。	A	引き続き、障がい児の医療にかかる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図る。
170(48)	障がい児福祉手当の給付【再掲】	障がい福祉課	継続	特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づき、今後も障がい児に対して手当を支給する。 月額 14,280円(平成24年4月から) 受給者見込人数 194人	特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給した。 月額 14,280円(平成24年4月から) 受給者実人数 183人	A	特別児童扶養手当などの支給に関する法律に基づき、今後も障がい児に対して手当を支給する。 月額 14,180円(平成25年10月から) 受給者見込人数 190人
171	補装具の給付	障がい福祉課	継続	障がい者自立支援法に基づき、補装具の給付をすることにより、障がい児の日常生活の便宜を図る。 目標 交付152件、修理95件	障がい者自立支援法に基づき、補装具の給付をすることにより、障がい児の日常生活の利便性の向上を図った。 実績 交付124件、修理123件	A	障がい者自立支援法に基づき、補装具の給付をすることにより、障がい児の日常生活の利便性の向上を図る。 実績 交付152件、修理95件
172	太陽の家 しいの実学園	障がい福祉課	継続	通園する障がい児に対して、様々な生活体験や機能訓練などを通して発達を促進し、障がい児が地域の中で暮らせるように支援する。 定員60人 234日 延べ12,500人	通園する障がい児に対して、様々な生活体験や機能訓練などを通して発達を促進し、障がい児が地域の中で暮らせるように支援した。 定員60人 234日 延べ13,513人	A	通園する障がい児に対して、様々な生活体験や機能訓練などを通して発達を促進し、障がい児が地域の中で暮らせるように支援する。 定員60人 234日 延べ12,500人
173(49)	藤沢市障がい者福祉手当の給付【再掲】	障がい福祉課	継続	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給する。 月額 4,000円 受給者見込人数 488人	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給した。 月額 4,000円 受給者実人数 489人	A	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給する。 月額 4,000円 受給者見込人数 494人

平成23年度追加事業

事業No.	事業名	担当課	区分	平成24年度における具体的な数値目標	平成24年度における実績	事業評価(5段階)	平成25年度における具体的な数値目標
174	幼児二人同乗用自転車購入費補助事業	子育て給付課	新規	事業実施については当初は未定	平成24年10月から、就学前の幼児を2人以上養育する世帯に対して、幼児二人同乗用自転車購入費の一部を助成。 また、助成希望者に対して幼児二人同乗用自転車を試乗できるよう展示し、補助金交付対象者には、自転車を安全に使用するためのパンフレットを配布した。 助成内容:1世帯1台につき、購入額の1/2(上限3万円)。 申込件数 342件 補助実績323件	B	平成24年度は、10月からの実施のため、購入後の補助金申請を可としたが、平成25年度は購入前に補助金申請を行うこととした。 基準適合車の普及を図るためのPRと警察と連携して、安全に乗るためのルールを取得するための機会を設けていく。 補助予定件数 200件
175	思春期青少年の居場所づくり事業	子ども青少年育成課	新規	他地区に事業拡大を実施するにあたっては、青少年のニーズにあった居場所事業のプランニングをすとともに、青少年サポーターとの意見調整を十分行った上で居場所開設につなげていきたい。 居場所設置数:1箇所	湘南台文化センターのこども館ワークショップ室の有効活用として、居場所づくり事業の実施を検討したが、実施の目処がたたなかった。	D	青少年が地域と繋がり、他者とふれあい・交流できる場づくりや社会性を育むことができる拠点となるよう、藤沢青少年会館のフリースペースに、青少年に係わる人材を継続的に配置し、青少年の居場所づくりを実施。 居場所設置数:1箇所
176	幼稚園・保育所・小学校・中学校連携事業	教育指導課	新規	就学前教育と小学校や、小学校と中学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、幼稚園・保育所・小学校・中学校連携推進委員会を年3回開催し、研修会を年1回行う。	就学前教育と小学校や、小学校と中学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、幼稚園・保育所・小学校・中学校連携推進委員会を設置し、年3回の開催を行った。	A	就学前教育と小学校や、小学校と中学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、幼稚園・保育所・小学校・中学校連携推進委員会を年2回開催し、研修会を年1回行う。
177	不登校児童生徒対策事業	教育指導課	新規	各学校および関係機関を通して不登校や不登校傾向にある児童生徒・保護者に周知し、ふれあいキャンプ等の参加を呼びかける。	16名のハケ岳ふれあいキャンプ・おしゃべり広場などへの参加があった。	B	おしゃべり広場を充実させるなど、事業を見直し参加しやすい体制を整える。
178	特別支援教育整備事業	教育指導課	新規	通級指導教室2校、開設の準備をする。 学校看護助員制度を実施する。	小学校2校へ通級指導教室の開催に向け、検討委員会を6回実施。 学校看護助員制度を実施した。	A	中学校1校に特別支援学級の開設準備を行う。 学校看護助員制度を実施する。
179	中学校給食実施研究事業	学校給食課	新規	・中学校給食の検討委員会を実施する。 ・実施予定回数5回	・中学校給食の検討委員会を5回実施した。 ・検討内容を検討結果報告としてとりまとめた。	A	当該事業はH24年度をもって終了。